

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と使用変更許可申請書との整理表

令和4年4月

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表 第1編 総則

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>第1編 総則 目次（変更なし） 第1章 通則 第1条～第3条（変更なし） （定義） 第4条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ～(26)（変更なし） <u>（削る）</u> <u>（削る）</u> 第5条 、第5条の2（変更なし） 第2章 保安管理体制（変更なし） 第3章 品質マネジメント計画 （品質マネジメント計画） 第16条 第2条に係る保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、次のとおり品質マネジメント計画を定める。 1. 目的～8. 評価及び改善（変更なし） 図4.1 品質マネジメントシステム体系図（変更なし） 図4.2 品質マネジメントシステムプロセス関連図（変更なし）</p>		<p>（施設管理実施計画等の策定及び保全活動の実施に係るこれまでの運用の実績等を踏まえ、詳細手順は施設管理に関する文書等の作成に係る要領に基づき運用するため。）</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表 第1編 総則

変更後（下線部は変更箇所）					許可（対応箇所抜粋）	説明
表 4.2.1 品質マネジメントシステム文書						
関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号		
4.2.2	品質マニュアル	(変更なし)				
4.2.3 4.2.4	文書管理 記録の管理	(変更なし)				
5.1	経営者の関与	(変更なし)				
5.4.1	品質目標	(変更なし)				
5.5.4	内部コミュニケーション	(変更なし)				
5.6.1	マネジメントレビュー	(変更なし)				
6.2.2	力量、教育・訓練及び認識	(変更なし)				
7.1	業務の計画	業務の計画及び実施管理要領	安全管理部長	QS-A12		
		原子力科学研究所放射線安全取扱手引	所長	(科)QAM-711		
		原子力科学研究所核燃料物質等周辺監視区域内運搬規則	所長	(科)QAM-712		
		原子力科学研究所事故対策規則	所長	(科)QAM-713		
		原子力科学研究所事故故	所長	(科)QAM-714		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表 第1編 総則

変更後（下線部は変更箇所）			許可（対応箇所抜粋）	説明
		障及び災害時の通報連絡に関する運用基準		<p>【共通編 本文】</p> <p align="center">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～3. 定義（記載省略）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項（記載省略）</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マニュアル</p> <p>(3) 規則が要求する手順</p> <p>(4) プロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために必要と判断した指示書、図面等を含む文書</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>理事長は、本品質管理計画に基づき、品質マニュアルとして、次の事項を含む品質マネジメント計画を策定し、維持する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）</p> <p>b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報</p> <p>d) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、不適切な使用又は変更を防止する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、適切な品質マネジメント文書が利用できるよう、次に掲げる管理の方法を定めた手順を作成する。これには、文書改定時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>b) 文書は定期的に改定の必要性についてレビューする。また、改定する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>d) 文書の変更内容の識別及び最新の改定版の識別を確実にする。</p> <p>e) 該当する文書の最新の改定版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p>
		原子力科学研究所施設管理及び保全有効性評価要領	所長 (科)QAM-715	
		原子力科学研究所 PI 設定評価要領	所長 (科)QAM-716	
		原子力科学研究所保全文書策定要領	所長 (科)QAM-717	
		保安管理部の業務の計画及び実施に関する要領	保安管理部 長 (科保)QAM-710	
		放射線管理部業務の計画及び実施に関する要領	放射線管理部 長 (科放)QAM-710	
		工務技術部の業務の計画及び実施に関する要領	工務技術部 長 (科工)QAM-710	
		研究炉加速器技術部業務の計画及び実施に関する要領	研究炉加速器技術部 長 (科研)QAM-710	
		臨界ホット試験技術部の業務の計画及び実施に関する要領	臨界ホット試験技術部 長 (科臨)QAM-710	
		バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領	バックエンド技術部 長 (科バ)QAM-710	
		原子力施設検査室の業務の計画及び実施に関する要領	原子力施設検査室 長 (科検)QAM-710	
7.3	設計・開発	(変更なし)		
7.4	調達	(変更なし)		
7.6	監視機器及び測定機器の管理	(変更なし)		
8.2.2	内部監査	(変更なし)		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表 第1編 総則

変更後（下線部は変更箇所）					許可（対応箇所抜粋）												説明
8.2.4	検査及び試験	(変更なし)			f) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。 g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。 h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。 4.2.4 記録の管理 (1) 保安に係る組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。また、記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。 (2) 保安に係る組織は、記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理の方法を定めた手順を作成する。												左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （施設管理実施計画等の策定及び保全活動の実施に係るこれまでの運用の実績等を踏まえ、詳細手順は施設管理に関する文書等の作成に係る要領に基づき運用するため。）
8.3	不適合	(変更なし)															
8.5.2	管理																
8.5.3	是正処置等 未然防止処置																
第17条 ～ 第25条（削除）																	
第4章 ～第9章（変更なし）																	
別表第1 ～別表第5の3（変更なし）																	
別表第6 核燃料使用規則に基づく記録(第42条関係)																	
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	保安規定各編の該当条番号												
					1	2	3	5	6	7	8	9	10	11	12		
1. 使用施設等の施設管理（核燃料使用規則第2条の11の7に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 イ 使用前確認の結果	確認の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間				27 の2	13 の2	14 の2	13 の2	13 の2	16 の2	13 の2	14 の2	13 の2	
ロ 核燃料使用規則第2条の11の7第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理者	施設管理統括者	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	35 の2	17 の3	10 の2	12 の2	10 の2	10 の2	14 の2	11 の2	12 の2	11 の2	12 の2	11 の2	
ハ 第2条の11の7第5号の規定による施設管理方	評価の都度	施設管理者	施設管理統括者	評価を実施した使用施設等の施設管	35 の6	17 の7	10 の6	12 の6	10 の6	10 の6	14 の6	11 の6	12 の6	11 の6	12 の6	11 の6	

【共通編 本文】

【品質管理計画】

1. 目的～3. 定義（記載省略）
4. 品質マネジメントシステム
 - 4.1 一般要求事項（記載省略）
 - 4.2 文書化に関する要求事項
 - 4.2.1～4.2.3（記載省略）
 - 4.2.4 記録の管理
 - (1) 保安に係る組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的保安に係る組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。また、記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。
 - (2) 保安に係る組織は、記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理の方法を定めた手順を作成する。

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表 第1編 総則

変更後（下線部は変更箇所）										許可（対応箇所抜粋）	説明											
針、施設管理 目標及び施設 管理実施計画 の評価の結果 及びその評価 の担当者の氏 名					理方針、 施設管理 目標又は 施設管理 実施計画 の改定ま での期間																	
2. ～ 7.		(省略)																				
<p>* 1 核燃料物質の使用の変更の許可申請書に記載されている警報装置及び火災警報を含む。</p> <p>* 2 試験・検査、点検及び保守で計画的に発報させるものは、記録から除外する。</p> <p>* 3 使用施設等（廃棄物処理場を除く。）内の廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とする。また、廃棄物処理場については、処理前廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該処理前廃棄物保管場所を管理する課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長又は高減容処理技術課長）とし、発生廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長又は工務第1課長）とする。なお、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 4 使用施設等（廃棄物処理場を除く。）内の廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とする。また、廃棄物処理場については、処理前廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該処理前廃棄物保管場所を管理する課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長又は高減容処理技術課長）とし、発生廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長又は工務第1課長）とする。なお、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 5 使用施設等（廃棄物処理場を除く。）内の廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とする。また、廃棄物処理場の処理前廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を処理するまでの期間とし、発生廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とする。</p>										<p align="center">【共通編 本文】</p> <p align="center">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～3. 定義（記載省略）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項（記載省略）</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1～4.2.3（記載省略）</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的保安に係る組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。また、記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理の方法を定めた手順を作成する。</p>										<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (有効性評価及び改善の明確化)</p>		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表 第1編 総則

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>別図第1 使用施設等の保安に係る組織図（第6条関係）（変更なし）</p>		

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表

第2編 放射線管理

令和4年4月

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第2編 放射線管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>第2編 放射線管理 目次 ～（変更なし）</p> <p>第1条 ～ 第35条の3（変更なし）</p> <p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第35条の4 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、前項の施設管理実施計画について、放射線管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>3 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第35条の5 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第35条の6 （変更なし）</p> <p><u>（施設管理の有効性評価及び改善）</u></p> <p><u>第35条の7 放射線管理部長は、放射線管理施設について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>（放射線測定機器の維持点検及び巡視）</p> <p>第36条 区域放射線管理担当課長は、第3編第33条、第5編第22条、第6編第27条、第7編第22条、第8編第22条、第9編第33条、第10編第24条、第11編第26条及び第12編第25条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、各施設編に定める施設管理実施計画に定めるところにより管理しなければならない。</p>	<p>（許可申請書本文に記載なし。）</p> <p>【共通編 本文】</p> <p style="text-align: right;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～6. 資源の運用管理（記載省略）</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、使用施設等ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・使用施設等に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・使用施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・使用施設等のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・使用施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p> <p>【共通編 本文】</p> <p style="text-align: right;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～4. 品質マネジメントシステム（記載省略）</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与～5.4 計画（記載省略）</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限、5.5.2 管理責任者（記載省略）</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。また、必要に応じて、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置く場合は、その責任及び権限を文書で明確にする。</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>（記載の重複による削除）</p> <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>（有効性評価及び改善の明確化）</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第2編 放射線管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>2 （変更なし）</p> <p>3 環境放射線管理課長は、別表第 15 に掲げる放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう、施設管理実施計画に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>4 （変更なし）</p> <p>5 線量管理課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、第3編、第5編、第6編、第7編、第8編、第9編、第10編、第11編及び第12編において区域放射線管理担当課長が定める施設管理実施計画並びに第35条の4において環境放射線管理課長が定める施設管理実施計画により点検を行い、その結果をそれぞれ、区域放射線管理担当課長及び環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p>	<p>a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・使用施設等に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組みを積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に使用施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （有効性評価及び改善の明確化）</p>
<p>第37条 ～ 第56条（変更なし）</p>		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第2編 放射線管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>別図第1 周辺監視区域</p> <p>..... : 周辺監視区域境界 ■ : モニタリングポスト</p>	<p>許可（対応箇所抜粋）</p>	<p>説明</p> <p>東海第二発電所防潮堤設置に伴う周辺監視区域の変更</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表

第3編 廃棄物処理場の管理

令和4年4月

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第3編 廃棄物処理場の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>第3編 廃棄物処理場の管理 目次（変更なし）</p> <p>第1章～第2章（変更なし）</p> <p>第3章 保守管理 第17条の3～第17条の4（変更なし）</p> <p>（施設管理実施計画等の策定） 第17条の5 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。 ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。 ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2</u> 前項において、設備等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する「年間処理計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」を定めることができる。</p> <p><u>3</u> 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、<u>第1項及び前項</u>の施設管理実施計画をとりまとめ、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>4</u> 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p><u>5</u> バックエンド技術部長は、<u>第3項</u>の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p><u>6</u> 放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、<u>第3項</u>の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。また、高減容処理技術課長は、<u>第3項</u>の承認を受けたときは、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>（保全活動の実施） 第17条の6 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p>	<p>【共通編 本文】</p> <p style="text-align: right;">【品質管理計画】</p> <p>1.目的～6.資源の運用管理（記載省略） 7.業務の計画及び実施 7.1業務の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、使用施設等ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。 (2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。 (3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。） b) 業務・使用施設等に対する品質目標及び要求事項 c) 業務・使用施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性 d) 業務・使用施設等のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準 e) 業務・使用施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （記載の重複による削除）</p> <p>第17条の5第1項ロ及びニと重複しているため、旧第2項削除に伴う項番号の繰り上げ</p> <p>第17条の5旧第2項削除に伴う変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第3編 廃棄物処理場の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>第17条の7（変更なし）</p> <p><u>（施設管理の有効性評価及び改善）</u></p> <p><u>第17条の8 バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、廃棄物処理場（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p>	<p>【共通編 本文】</p> <p style="text-align: right;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的 ～ 4. 品質マネジメントシステム（記載省略）</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与 ～ 5.4 計画（記載省略）</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限、5.5.2 管理責任者（記載省略）</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。また、必要に応じて、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置く場合は、その責任及び権限を文書で明確にする。</p> <p>a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・使用施設等に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組みを積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に使用施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。（有効性評価及び改善の明確化）</p>
<p>第18条～第26条（変更なし）</p>		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第3編 廃棄物処理場の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>（修理及び改造計画）</p> <p>第27条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について修理及び改造を行うおとす場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ、バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、それぞれ、バックエンド技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、それぞれ所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、<u>当該修理及び改造に係る課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>6 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は本体施設について、工務第1課長は特定施設について、及び放射線管理第2課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合で、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>第27条の2（変更なし）</p> <p>（保守結果の通知等）</p> <p>第28条 原子力施設検査室長は、第26条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、<u>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>2 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、<u>高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第26条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p> <p>3 <u>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第27条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に係る課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、第2項又は前項の報告を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長に通知しなければならない。</p> <p>5 バックエンド技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、これをとりまとめて、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p>	<p>【共通編 本文】</p> <p style="text-align: center;">【品質管理計画】</p> <p>1.目的 ～ 6.資源の運用管理（記載省略）</p> <p>7.業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、使用施設等ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・使用施設等に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・使用施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・使用施設等のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・使用施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>（報告及び通知対象の適正化）</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第3編 廃棄物処理場の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明																																																									
<p>第28条の2（変更なし）</p> <p>第4章～第7章（変更なし）</p> <p>別表第1～別表第1の3（変更なし）</p> <p>別表第1の4 廃棄物処理場特定施設の設備等の名称</p> <table border="1" data-bbox="157 558 1145 1375"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>設備等の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1廃棄物処理棟</td> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2廃棄物処理棟</td> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>空気圧縮設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3廃棄物処理棟</td> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">圧縮処理施設</td> <td><u>（削る）</u></td> </tr> <tr> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物一時保管棟</td> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">液体処理場</td> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>液体処理建家</td> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>受入検査施設</td> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>廃液貯槽・II-1 (No.5) 建家</td> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>第2保管廃棄施設</td> <td>受変電設備</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	設備等の名称	第1廃棄物処理棟	受変電設備	気体廃棄設備	第2廃棄物処理棟	受変電設備	気体廃棄設備	空気圧縮設備	第3廃棄物処理棟	受変電設備	気体廃棄設備	圧縮処理施設	<u>（削る）</u>	受変電設備	固体廃棄物一時保管棟	受変電設備	液体処理場	受変電設備	液体処理建家	気体廃棄設備	受入検査施設	気体廃棄設備	廃液貯槽・II-1 (No.5) 建家	気体廃棄設備	第2保管廃棄施設	受変電設備	<p>【本文】</p> <p>9-1 気体廃棄施設</p> <p>(1) 気体廃棄施設の位置</p> <p>気体廃棄施設の位置</p> <p>放射性廃棄物処理場の位置は、「4. 使用の場所」に記載のとおり。 放射性廃棄物処理場の地理的状況は、「7-1 使用施設の位置」に記載のとおり。 放射性廃棄物処理場の気体廃棄施設の位置及び設備を下表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1724 772 2608 1738"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>設備</th> <th>参考図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1廃棄物処理棟</td> <td>排気筒</td> <td rowspan="2">第3-1図 第3-2図</td> </tr> <tr> <td>ホット機械室</td> <td>排風機 排気フィルタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2廃棄物処理棟</td> <td>排気筒</td> <td rowspan="3">第7-1図～ 第7-3図</td> </tr> <tr> <td>ホット機械室</td> <td>排風機 排気フィルタ</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機室</td> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3廃棄物処理棟</td> <td>排気筒</td> <td rowspan="2">第8-1図～ 第8-3図</td> </tr> <tr> <td>ホット機械室</td> <td>排風機 排気フィルタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">解体分別保管棟</td> <td>排気筒</td> <td rowspan="2">第9-1図 第9-4図 第9-5図</td> </tr> <tr> <td>ホット機械室</td> <td>排風機 排気フィルタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">減容処理棟</td> <td>排気筒</td> <td rowspan="2">第9-1図 第10-3図</td> </tr> <tr> <td>ホット機械室</td> <td>排風機 排気フィルタ</td> </tr> </tbody> </table>	施設	設備	参考図	第1廃棄物処理棟	排気筒	第3-1図 第3-2図	ホット機械室	排風機 排気フィルタ	第2廃棄物処理棟	排気筒	第7-1図～ 第7-3図	ホット機械室	排風機 排気フィルタ	ディーゼル発電機室	ディーゼル発電機	第3廃棄物処理棟	排気筒	第8-1図～ 第8-3図	ホット機械室	排風機 排気フィルタ	解体分別保管棟	排気筒	第9-1図 第9-4図 第9-5図	ホット機械室	排風機 排気フィルタ	減容処理棟	排気筒	第9-1図 第10-3図	ホット機械室	排風機 排気フィルタ	<p>左記のとおり許可に記載がなく、保安規定の記載と齟齬はない。 （圧縮処理施設の気体廃棄設備の撤去に伴う削除）</p>
施設名	設備等の名称																																																										
第1廃棄物処理棟	受変電設備																																																										
	気体廃棄設備																																																										
第2廃棄物処理棟	受変電設備																																																										
	気体廃棄設備																																																										
	空気圧縮設備																																																										
第3廃棄物処理棟	受変電設備																																																										
	気体廃棄設備																																																										
圧縮処理施設	<u>（削る）</u>																																																										
	受変電設備																																																										
固体廃棄物一時保管棟	受変電設備																																																										
液体処理場	受変電設備																																																										
	液体処理建家	気体廃棄設備																																																									
	受入検査施設	気体廃棄設備																																																									
	廃液貯槽・II-1 (No.5) 建家	気体廃棄設備																																																									
第2保管廃棄施設	受変電設備																																																										
施設	設備	参考図																																																									
第1廃棄物処理棟	排気筒	第3-1図 第3-2図																																																									
	ホット機械室		排風機 排気フィルタ																																																								
第2廃棄物処理棟	排気筒	第7-1図～ 第7-3図																																																									
	ホット機械室		排風機 排気フィルタ																																																								
	ディーゼル発電機室		ディーゼル発電機																																																								
第3廃棄物処理棟	排気筒	第8-1図～ 第8-3図																																																									
	ホット機械室		排風機 排気フィルタ																																																								
解体分別保管棟	排気筒	第9-1図 第9-4図 第9-5図																																																									
	ホット機械室		排風機 排気フィルタ																																																								
減容処理棟	排気筒	第9-1図 第10-3図																																																									
	ホット機械室		排風機 排気フィルタ																																																								

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表

第3編 廃棄物処理場の管理

変更後 (下線部は変更箇所)	許可 (対応箇所抜粋)			説明
<p>別表第2 ～ 別表第19 (変更なし)</p> <p>別図 (その1) (変更なし)</p>	<p>気体廃棄施設 の位置</p>	施設	設備	参考図
		<p>液体処理場*</p> <p>*液体処理場には、下記に示す施設を設置し、その周囲をフェンス等で区画する。</p>	/	第8-1図
		<p>液体処理建家</p>	<p>排気口 排風機 排気フィルタ</p>	第11-1図
		<p>機械室</p>	<p>排気口 排風機 排気フィルタ</p>	
		<p>廃液貯槽・Ⅱ-1 (No.5) 建家</p>	<p>排気口 排風機 排気フィルタ</p>	第11-1図
<p>受入検査施設</p>	<p>排気口 排風機 排気フィルタ</p>	第11-1図		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
 第3編 廃棄物処理場の管理

変更後 (下線部は変更箇所)	許可 (対応箇所抜粋)	説明
<p style="text-align: center;">別図 (その2) 液体処理場 平面図</p> <p>別図 (その3) ~ 別図 (その28) (変更なし)</p>	<p style="text-align: center;">第11-1図 液体処理場配置図</p>	<p>左記のとおり許可に記載がなく、保安規定の記載と齟齬はない。 (低レベル廃液貯槽 (No. 1~6) の撤去に伴う削除)</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表

第5編 ホットラボの管理

令和4年4月

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表（第5編 ホットラボの管理）

変更後（下線部は変更箇所）	許可	備考
<p>第5編 ホットラボの管理</p> <p>目次（変更なし）</p> <p>第1章 ～ 第2章（変更なし）</p> <p>第3章 保守管理</p> <p>第10条の2 ～ 第10条の3（変更なし） （施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第10条の4 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>2</u> 前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定めることができる。</p> <p><u>3</u> 未照射燃料管理課長は、第1及び前項の施設管理実施計画をとりまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>4</u> 工務第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p><u>5</u> 臨界ホット試験技術部長は、<u>第3項</u>の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者</p>	<p>【共通編 本文】</p> <p>【品質管理計画】</p> <p>1.目的～6.資源の運用管理（記載省略）</p> <p>7.業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、使用施設等ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・使用施設等に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・使用施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・使用施設等のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・使用施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （記載の重複しているため削除）</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表（第5編 ホットラボの管理）

変更後（下線部は変更箇所）	許可	備考
<p>の同意を得なければならない。</p> <p><u>6 未照射燃料管理課長は、第3項の承認を受けたときは、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</u></p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第10条の5 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第10条の6（変更なし）</p> <p>（施設管理の有効性評価及び改善）</p> <p><u>第10条の7 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、ホットラボ（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p>	<p>【共通編 本文】</p> <p>【品質管理計画】</p> <p>1.目的～4.品質マネジメントシステム（記載省略）</p> <p>5.経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与～5.4 計画（記載省略）</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限、5.5.2 管理責任者（記載省略）</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。また、必要に応じて、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置く場合は、その責任及び権限を文書で明確にする。</p> <p>a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・使用施設等に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組みを積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に使用施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>（施設管理の有効性評価の明確化）</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表（第5編 ホットラボの管理）

変更後（下線部は変更箇所）	許可	備考
<p>第11条～第12条（変更なし）</p> <p>（修理及び改造計画）</p> <p>第13条 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、<u>当該修理及び改造に関係ある課長等</u>に通知しなければならない。</p> <p>6 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p>	<p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</p> <p style="text-align: center;">【品質管理計画】</p> <p>1.目的～6.資源の運用管理（記載省略）</p> <p>7.業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(4) 保安に係る組織は、使用施設等ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(6) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>f) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>g) 業務・使用施設等に対する品質目標及び要求事項</p> <p>h) 業務・使用施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>i) 業務・使用施設等のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>j) 業務・使用施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>（報告及び通知対象の明確化）</p>
<p>第13条の2（変更なし）</p> <p>（保守結果の通知等）</p> <p>第14条 原子力施設検査室長は第12条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、<u>未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>2 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、<u>第12条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告</u>しなければならない。</p> <p>3 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、<u>第13条の修理及び改</u></p>	<p>【共通編 本文】</p> <p style="text-align: center;">【品質管理計画】</p> <p>1.目的～6.資源の運用管理（記載省略）</p> <p>7.業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、使用施設等ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロ</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>（報告及び通知対象の明確化）</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表（第5編 ホットラボの管理）

変更後（下線部は変更箇所）	許可	備考
<p><u>造計画に基づく作業が終了し、前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は、<u>第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、</u>所長に報告するとともに核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第14条の2（変更なし） 第4章 ～ 第7章（変更なし） 別表第1 ～ 別表第14（変更なし）</p> <p>別図（その1） ～別図（その3）（変更なし）</p>	<p>セスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・使用施設等に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・使用施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・使用施設等のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・使用施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表

第6編 JRR-3 の管理

令和4年4月

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第6編 JRR-3の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>第6編 JRR-3の管理 目次（変更なし）</p> <p>第1章 通則～ 第2章 使用の管理（変更なし）</p> <p>第3章 保守管理 第12条の2 ～ 第12条の3（変更なし）</p> <p>（施設管理実施計画等の策定） 第12条の4 JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。 ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。 ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2</u> 前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第4条の定めにより作成する「年間使用計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」を定めることができる。</p> <p><u>3</u> JRR-3管理課長は、<u>第1項及び前項</u>の施設管理実施計画を取りまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>4</u> 工務第1課長及び放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p><u>5</u> 研究炉加速器技術部長は、<u>第3項</u>の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p><u>6</u> JRR-3管理課長は、<u>第3項</u>の承認を受けたときは、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>（保全活動の実施） 第12条の5 JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第12条の6（変更なし）</p>	<p>【共通編 本文】</p> <p>【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～6. 資源の運用管理（記載省略） 7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、使用施設等ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。 (2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。 (3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。） b) 業務・使用施設等に対する品質目標及び要求事項 c) 業務・使用施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性 d) 業務・使用施設等のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準 e) 業務・使用施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （記載の重複による削除）</p> <p>第12条の4第1項ロ及びニと重複しているため、旧第2項削除に伴う項番号の繰り上げ</p> <p>第12条の4旧第2項削除に伴う変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第6編 JRR-3の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>(施設管理の有効性評価及び改善)</p> <p><u>第12条の7 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、JRR-3（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p>	<p>【共通編 本文】</p> <p style="text-align: center;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～4. 品質マネジメントシステム（記載省略）</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与～5.4 計画（記載省略）</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限、5.5.2 管理責任者（記載省略）</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。また、必要に応じて、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置く場合は、その責任及び権限を文書で明確にする。</p> <p>a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・使用施設等に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組みを積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に使用施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (有効性評価及び改善の明確化)</p>
<p>第13条（変更なし）</p>		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第6編 JRR-3の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>（修理及び改造計画）</p> <p>第14条 JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、それぞれ研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、<u>当該修理及び改造に係る課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>6 JRR-3管理課長、利用施設管理課長及び研究炉技術課長は本体施設について、工務第1課長は特定施設について、及び放射線管理第1課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>第14条の2（変更なし）</p> <p>（保守結果の報告等）</p> <p>第15条 原子力施設検査室長は、第13条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、<u>その結果をJRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</u></p> <p>2 JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、第13条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>3 <u>JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、第14条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に係る課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 ～ 第7章 放射線管理（変更なし）</p>	<p style="text-align: center;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～6. 資源の運用管理（記載省略）</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、使用施設等ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・使用施設等に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・使用施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・使用施設等のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・使用施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。（報告及び通知対象の明確化）</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第6編 JRR-3の管理

変更後 (下線部は変更箇所)	許可 (対応箇所抜粋)	説明
別表第1 ～ 別表第18 (変更なし)		
別図第1 ～ 別図第2 (変更なし)		

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表

第7編 燃料試験施設の管理

令和4年4月

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第7編 燃料試験施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明																				
<p>第7編 燃料試験施設の管理 目次（変更なし）</p> <p>（要員の配置） 第1条 ～ 第4条（変更なし）</p> <p>（使用施設の使用上の制限） 第5条 実用燃料試験課長は、別表第1に掲げる使用場所ごとに核燃料物質の最大取扱量を超えて使用してはならない。なお、コンクリートセルにおいては、使用の取扱量と貯蔵の収納量の合計が、別表第1に掲げる最大取扱量を超えて使用してはならない。</p> <p>2 実用燃料試験課長は、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所から受入れた試料(土壌、瓦礫及び植物)、原子炉建屋内及びタービン建屋内で採取した試料(金属材料、有機材料及び瓦礫)及び汚染水の処理設備の試料(構造物、吸着材、汚染水処理に伴う二次廃棄物)(以下「1F汚染物」という。)並びに同発電所内で採取した溶融した燃料成分が構造物を巻き込みながら固化した物、切り株状燃料及び損傷ペレット(以下「1F燃料デブリ」という。)を使用する場合は、各使用場所内の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料(1F燃料デブリを含む。)の放射エネルギーの合計が、別表第1に掲げる最大取扱量を超えて使用してはならない。</p> <p>3 実用燃料試験課長は、別表第1に掲げる使用場所ごとに核燃料物質の最大取扱量を表示しなければならない。</p> <p>4 実用燃料試験課長は、コンクリートセルにおいて核燃料物質を使用するときは、核燃料物質の使用中の識別表示を行い、貯蔵中の核燃料物質との区別を明確にする。</p> <p>5 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、当該核燃料物質の使用の許可を受けた場所で行わなければならない。この場合、内容物が明確に把握できていない核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、セル等で行わなければならない。</p> <p>第6条 ～ 第10条の3（変更なし）</p>	<p>【本文】 2. 使用の目的及び方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%; text-align: center;">目的番号</th> <th style="text-align: center;">使用の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>燃料試験施設（以下「本施設」という。）では、原子炉で照射した核燃料物質の照射後試験並びに未照射核燃料物質、照射済核燃料物質及び本施設で使用する各種設備に関する安全取扱技術の開発を行う。また、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所から受入れた試料(土壌、瓦礫及び植物)、原子炉建屋内及びタービン建屋内で採取した試料(金属材料、有機材料及び瓦礫)及び汚染水の処理設備の試料(構造物、吸着材、汚染水処理に伴う二次廃棄物)(以下「1F汚染物」という。)並びに同発電所内で採取した溶融した燃料成分が構造物を巻き込みながら固化した物、切り株状燃料及び損傷ペレット(以下「1F燃料デブリ」という。)の試験を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <th style="text-align: center;">使用の方法</th> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>取扱設備・機器：(記載省略)</p> <p>取扱核燃料物質：</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">天然ウラン</td> <td>(化学形：U、UO₂) (物理的形態：固体)</td> </tr> <tr> <td>劣化ウラン</td> <td>(化学形：U、UO₂) (物理的形態：固体)</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン</td> <td>(化学形：U、UO₂) (物理的形態：固体)</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム</td> <td>(化学形：Pu、PuO₂、PuN、PuC) (物理的形態：固体)</td> </tr> <tr> <td>トリウム</td> <td>(化学形：Th、ThO₂) (物理的形態：固体)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料^{注1)}</td> <td>(化学形：U、Pu、UO₂、PuO₂、PuN、PuC) (1F燃料デブリを含む。)(物理的形態：固体)</td> </tr> </table> <p>注1) 使用済燃料のうち、1F燃料デブリの化学形及び物理的形態については、別添1 1F燃料デブリに係る使用の方法(燃料試験施設)参照。</p> <p>取扱数量：プール、セル、鉛セル、ホット実験室及びセル操作室毎の取扱数量を表2-1に示す。なお、各使用場所内の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料(1F燃料デブリを含む。)の放射エネルギーの合計は、最大取扱量を超えないように管理する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	目的番号	使用の目的	1	燃料試験施設（以下「本施設」という。）では、原子炉で照射した核燃料物質の照射後試験並びに未照射核燃料物質、照射済核燃料物質及び本施設で使用する各種設備に関する安全取扱技術の開発を行う。また、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所から受入れた試料(土壌、瓦礫及び植物)、原子炉建屋内及びタービン建屋内で採取した試料(金属材料、有機材料及び瓦礫)及び汚染水の処理設備の試料(構造物、吸着材、汚染水処理に伴う二次廃棄物)(以下「1F汚染物」という。)並びに同発電所内で採取した溶融した燃料成分が構造物を巻き込みながら固化した物、切り株状燃料及び損傷ペレット(以下「1F燃料デブリ」という。)の試験を行う。		使用の方法		<p>取扱設備・機器：(記載省略)</p> <p>取扱核燃料物質：</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">天然ウラン</td> <td>(化学形：U、UO₂) (物理的形態：固体)</td> </tr> <tr> <td>劣化ウラン</td> <td>(化学形：U、UO₂) (物理的形態：固体)</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン</td> <td>(化学形：U、UO₂) (物理的形態：固体)</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム</td> <td>(化学形：Pu、PuO₂、PuN、PuC) (物理的形態：固体)</td> </tr> <tr> <td>トリウム</td> <td>(化学形：Th、ThO₂) (物理的形態：固体)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料^{注1)}</td> <td>(化学形：U、Pu、UO₂、PuO₂、PuN、PuC) (1F燃料デブリを含む。)(物理的形態：固体)</td> </tr> </table> <p>注1) 使用済燃料のうち、1F燃料デブリの化学形及び物理的形態については、別添1 1F燃料デブリに係る使用の方法(燃料試験施設)参照。</p> <p>取扱数量：プール、セル、鉛セル、ホット実験室及びセル操作室毎の取扱数量を表2-1に示す。なお、各使用場所内の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料(1F燃料デブリを含む。)の放射エネルギーの合計は、最大取扱量を超えないように管理する。</p>	天然ウラン	(化学形：U、UO ₂) (物理的形態：固体)	劣化ウラン	(化学形：U、UO ₂) (物理的形態：固体)	濃縮ウラン	(化学形：U、UO ₂) (物理的形態：固体)	プルトニウム	(化学形：Pu、PuO ₂ 、PuN、PuC) (物理的形態：固体)	トリウム	(化学形：Th、ThO ₂) (物理的形態：固体)	使用済燃料 ^{注1)}	(化学形：U、Pu、UO ₂ 、PuO ₂ 、PuN、PuC) (1F燃料デブリを含む。)(物理的形態：固体)	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (1F燃料デブリに係る記載の追加)</p>
目的番号	使用の目的																					
1	燃料試験施設（以下「本施設」という。）では、原子炉で照射した核燃料物質の照射後試験並びに未照射核燃料物質、照射済核燃料物質及び本施設で使用する各種設備に関する安全取扱技術の開発を行う。また、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所から受入れた試料(土壌、瓦礫及び植物)、原子炉建屋内及びタービン建屋内で採取した試料(金属材料、有機材料及び瓦礫)及び汚染水の処理設備の試料(構造物、吸着材、汚染水処理に伴う二次廃棄物)(以下「1F汚染物」という。)並びに同発電所内で採取した溶融した燃料成分が構造物を巻き込みながら固化した物、切り株状燃料及び損傷ペレット(以下「1F燃料デブリ」という。)の試験を行う。																					
	使用の方法																					
	<p>取扱設備・機器：(記載省略)</p> <p>取扱核燃料物質：</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">天然ウラン</td> <td>(化学形：U、UO₂) (物理的形態：固体)</td> </tr> <tr> <td>劣化ウラン</td> <td>(化学形：U、UO₂) (物理的形態：固体)</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン</td> <td>(化学形：U、UO₂) (物理的形態：固体)</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム</td> <td>(化学形：Pu、PuO₂、PuN、PuC) (物理的形態：固体)</td> </tr> <tr> <td>トリウム</td> <td>(化学形：Th、ThO₂) (物理的形態：固体)</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料^{注1)}</td> <td>(化学形：U、Pu、UO₂、PuO₂、PuN、PuC) (1F燃料デブリを含む。)(物理的形態：固体)</td> </tr> </table> <p>注1) 使用済燃料のうち、1F燃料デブリの化学形及び物理的形態については、別添1 1F燃料デブリに係る使用の方法(燃料試験施設)参照。</p> <p>取扱数量：プール、セル、鉛セル、ホット実験室及びセル操作室毎の取扱数量を表2-1に示す。なお、各使用場所内の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料(1F燃料デブリを含む。)の放射エネルギーの合計は、最大取扱量を超えないように管理する。</p>	天然ウラン	(化学形：U、UO ₂) (物理的形態：固体)	劣化ウラン	(化学形：U、UO ₂) (物理的形態：固体)	濃縮ウラン	(化学形：U、UO ₂) (物理的形態：固体)	プルトニウム	(化学形：Pu、PuO ₂ 、PuN、PuC) (物理的形態：固体)	トリウム	(化学形：Th、ThO ₂) (物理的形態：固体)	使用済燃料 ^{注1)}	(化学形：U、Pu、UO ₂ 、PuO ₂ 、PuN、PuC) (1F燃料デブリを含む。)(物理的形態：固体)									
天然ウラン	(化学形：U、UO ₂) (物理的形態：固体)																					
劣化ウラン	(化学形：U、UO ₂) (物理的形態：固体)																					
濃縮ウラン	(化学形：U、UO ₂) (物理的形態：固体)																					
プルトニウム	(化学形：Pu、PuO ₂ 、PuN、PuC) (物理的形態：固体)																					
トリウム	(化学形：Th、ThO ₂) (物理的形態：固体)																					
使用済燃料 ^{注1)}	(化学形：U、Pu、UO ₂ 、PuO ₂ 、PuN、PuC) (1F燃料デブリを含む。)(物理的形態：固体)																					

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第7編 燃料試験施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
	<p>取扱方法：</p> <p>β γ コンクリートセル及び β γ 鉛セルではプルトニウム富化量が照射前において 12.6^W/o未満の燃料を、α γ コンクリートセル及び α γ 鉛セルではプルトニウム富化量の多い（照射前において 3^W/o以上）燃料及びトリウム等を含むプルトニウム燃料化合物を取扱う。</p> <p>また、未照射劣化ウランにあつては、β γ 鉛No.1セルで 50 kg、β γ 鉛No.2セルで 100 kg、β γ 鉛No.3セルで 150 kg、α γ 鉛No.1セルで 100 kg、α γ 鉛No.2セルで 50 kg、合計 450 kgを各鉛セル付属設備のボールソケットマニプレータのボールソケットとして使用する。なお、各セルでの作業フローシートを図2-1に示す。</p> <p>1 F 汚染物にあつては、各種試験を実施する。1 F 汚染物を使用、受入れ、貯蔵する際には、1 F 汚染物の放射エネルギーと使用又は貯蔵されている使用済燃料（1 F 燃料デブリを含む。）の放射エネルギーの合計が、使用の場所の最大取扱量又は貯蔵施設における最大収納量以下であることを事前に確認した上で実施する。また、1 F 汚染物の放射エネルギーと使用済燃料の放射エネルギーの合計が、「5. 予定使用期間及び年間予定使用量」に示す最大存在量及び延べ取扱量を超えないように管理する。</p> <p>使用済燃料のうち、1 F 燃料デブリの取扱いの詳細については、別添1 1 F 燃料デブリに係る使用の方法（燃料試験施設）参照。</p> <p>プール ～取扱注意事項 (記載省略)</p>	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第7編 燃料試験施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p style="text-align: center;">（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第10条の4 実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示したうえで、その特別な措置として、核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき、特別な施設管理実施計画を定めることができる。</p> <p>3 実用燃料試験課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は、第3項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>6 実用燃料試験課長は、第3項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（保全活動の実施）</p> <p>第10条の5 実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第10条の6（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">（施設管理の有効性評価及び改善）</p> <p>第10条の7 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、燃料試験施設（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認められた場合には改善を行わなければならない。</p> <p>第11条 ～ 第12条（変更なし）</p>	<p style="text-align: center;">【共通編 本文】</p> <p style="text-align: center;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～6. 資源の運用管理（記載省略）</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、使用施設等ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>(4) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>a) 業務・使用施設等に対する品質目標及び要求事項</p> <p>b) 業務・使用施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>c) 業務・使用施設等のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>d) 業務・使用施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p> <p style="text-align: center;">【共通編 本文】</p> <p style="text-align: center;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～4. 品質マネジメントシステム（記載省略）</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与～5.4 計画（記載省略）</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限、5.5.2 管理責任者（記載省略）</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。また、必要に応じて、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置く場合は、その責任及び権限を文書で明確にする。</p> <p>a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・使用施設等に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （記載の重複による削除）</p> <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （有効性評価及び改善の明確化）</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第7編 燃料試験施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p style="text-align: center;">（修理及び改造計画）</p> <p>第13条 实用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 修理及び改造の内容 ハ 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、<u>当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>6 实用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>第13条の2（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">（保守結果の通知等）</p> <p>第14条 原子力施設検査室長は、第12条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、<u>その結果を实用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>2 实用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、<u>第12条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p> <p>3 <u>实用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第13条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し、前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p>	<p>する。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組みを積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に使用施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</p> <p>管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</p> <p style="text-align: center;">【共通編 本文】</p> <p style="text-align: center;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～6. 資源の運用管理（記載省略） 7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、使用施設等ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・使用施設等に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・使用施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・使用施設等のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・使用施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （報告及び通知対象の明確化）</p> <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （報告及び通知対象の明確化）</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第7編 燃料試験施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>5 臨界ホット試験技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第14条の2（変更なし）</p>		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第7編 燃料試験施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明																																																											
<p>（使用等の制限）</p> <p>第15条 実用燃料試験課長は、核燃料物質又は1F汚染物の受入れ、払出し及び廃棄をしようとするときは、次の各号に掲げるところにより、法第52条の規定により許可を受けた年間予定使用量（以下「年間予定使用量」という。）を超えないようにして行わなければならない。</p> <p>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。また、受け入れようとする1F汚染物の放射エネルギーと1F汚染物の在庫量（放射エネルギー）と使用済燃料（1F燃料デブリを含む。）の在庫量（放射エネルギー）との和が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。</p> <p>(2) 1年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする核燃料物質の量が年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。また、1年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料（1F燃料デブリを含む。）の放射エネルギーの和が年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。</p> <p>2 前項の年間予定使用量は、別表第8に掲げるとおりとする。</p> <p>第15条の2 ～ 第15条の3 （変更なし）</p>	<p>【本文】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量</p> <table border="1" data-bbox="1469 315 2588 1249"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th rowspan="2">予定使用期間</th> <th colspan="2">年間予定使用量^{注1)}</th> </tr> <tr> <th>最大存在量</th> <th>延べ取扱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">未照射核燃料物質</td> <td rowspan="6">共通編に記載</td> <td>劣化ウラン</td> <td>451 kg</td> <td>451 kg</td> </tr> <tr> <td>天然ウラン</td> <td>1 kg</td> <td>1 kg</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン</td> <td>2 kg</td> <td>2 kg</td> </tr> <tr> <td>5%未満</td> <td>²³⁵U量 0.1 kg</td> <td>²³⁵U量 0.1 kg</td> </tr> <tr> <td>5%以上 20%未満</td> <td>9.8 kg</td> <td>9.8 kg</td> </tr> <tr> <td></td> <td>²³⁵U量 1.5 kg</td> <td>²³⁵U量 1.5 kg</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">照射済核燃料物質</td> <td rowspan="6">共通編に記載</td> <td>トリウム</td> <td>20 kg</td> <td>20 kg</td> </tr> <tr> <td>劣化ウラン</td> <td>2,700 kg</td> <td>2,700 kg</td> </tr> <tr> <td>天然ウラン</td> <td>1,000 kg</td> <td>1,000 kg</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン</td> <td>6,000 kg</td> <td>6,000 kg</td> </tr> <tr> <td>5%未満</td> <td>²³⁵U量 210 kg</td> <td>²³⁵U量 210 kg</td> </tr> <tr> <td>5%以上 20%未満</td> <td>10 kg</td> <td>10 kg</td> </tr> <tr> <td></td> <td>²³⁵U量 1 kg</td> <td>²³⁵U量 1 kg</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム（非密封）</td> <td>40 kg</td> <td>40 kg</td> </tr> <tr> <td>トリウム</td> <td>0.05 kg</td> <td>0.05 kg</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料^{注1)} （1F燃料デブリを含む。）</td> <td></td> <td>3.55 EBq^{**}</td> <td>3.55 EBq^{**}</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※E (exa) :10¹⁸</p> <p>注1) 使用済燃料のうち、1F燃料デブリの予定使用量については、別添1 1F燃料デブリに係る使用の方法（燃料試験施設）参照。</p>	核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量 ^{注1)}		最大存在量	延べ取扱量	未照射核燃料物質	共通編に記載	劣化ウラン	451 kg	451 kg	天然ウラン	1 kg	1 kg	濃縮ウラン	2 kg	2 kg	5%未満	²³⁵ U量 0.1 kg	²³⁵ U量 0.1 kg	5%以上 20%未満	9.8 kg	9.8 kg		²³⁵ U量 1.5 kg	²³⁵ U量 1.5 kg	照射済核燃料物質	共通編に記載	トリウム	20 kg	20 kg	劣化ウラン	2,700 kg	2,700 kg	天然ウラン	1,000 kg	1,000 kg	濃縮ウラン	6,000 kg	6,000 kg	5%未満	²³⁵ U量 210 kg	²³⁵ U量 210 kg	5%以上 20%未満	10 kg	10 kg		²³⁵ U量 1 kg	²³⁵ U量 1 kg	プルトニウム（非密封）	40 kg	40 kg	トリウム	0.05 kg	0.05 kg	使用済燃料 ^{注1)} （1F燃料デブリを含む。）		3.55 EBq ^{**}	3.55 EBq ^{**}	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （1F燃料デブリに係る記載の追加）</p>
核燃料物質の種類	予定使用期間			年間予定使用量 ^{注1)}																																																									
		最大存在量	延べ取扱量																																																										
未照射核燃料物質	共通編に記載	劣化ウラン	451 kg	451 kg																																																									
		天然ウラン	1 kg	1 kg																																																									
		濃縮ウラン	2 kg	2 kg																																																									
		5%未満	²³⁵ U量 0.1 kg	²³⁵ U量 0.1 kg																																																									
		5%以上 20%未満	9.8 kg	9.8 kg																																																									
			²³⁵ U量 1.5 kg	²³⁵ U量 1.5 kg																																																									
照射済核燃料物質	共通編に記載	トリウム	20 kg	20 kg																																																									
		劣化ウラン	2,700 kg	2,700 kg																																																									
		天然ウラン	1,000 kg	1,000 kg																																																									
		濃縮ウラン	6,000 kg	6,000 kg																																																									
		5%未満	²³⁵ U量 210 kg	²³⁵ U量 210 kg																																																									
		5%以上 20%未満	10 kg	10 kg																																																									
	²³⁵ U量 1 kg	²³⁵ U量 1 kg																																																											
プルトニウム（非密封）	40 kg	40 kg																																																											
トリウム	0.05 kg	0.05 kg																																																											
使用済燃料 ^{注1)} （1F燃料デブリを含む。）		3.55 EBq ^{**}	3.55 EBq ^{**}																																																										

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第7編 燃料試験施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）					説明																										
<p>（貯蔵）</p> <p>第16条 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、別表第9-1及び別表第9-2に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる種類の核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵し、又は同表に掲げる最大収納量を超えて貯蔵してはならない。なお、コンクリートセルにおいては、使用の取扱量と貯蔵の収納量の合計が、最大取扱量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>2 実用燃料試験課長は、1F汚染物を貯蔵するときは、別表第9-1に掲げる貯蔵施設で行うこと。また、設備内の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料（1F燃料デブリを含む。）の放射エネルギーの和が同表に掲げる最大収納量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>3 実用燃料試験課長は、別表第9-1及び別表第9-2に掲げる設備ごとに最大収納量を表示しなければならない。</p> <p>4 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、当該核燃料物質の性状、使用履歴、貯蔵時の措置等を記録しなければならない。</p> <p>5 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、金属容器に収納した上で貯蔵しなければならない。ただし、金属製の被覆管等で密封された燃料棒及び燃料集合体については、金属容器に収納されているとみなす。</p> <p>6 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵した容器について、定期的に点検しなければならない。</p> <p>7 実用燃料試験課長は、セル内で核燃料物質を貯蔵するときは、核燃料物質の貯蔵中の識別表示を行い、使用中の核燃料物質との区別を明確にした上で、別図（その1）及び別図（その3）に示す貯蔵エリアに貯蔵しなければならない。</p> <p>8 実用燃料試験課長は、セル貯蔵設備で貯蔵中の核燃料物質について、定期的に巡視しなければならない。</p> <p>第17条 ～ 第24条（変更なし）</p>	<p>【本文】</p> <p>8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備 貯蔵施設の位置、構造及び設備を以下に示す。なお、安全上重要な施設は存在しない。</p> <p>8-1. 貯蔵施設の位置</p> <table border="1" data-bbox="1424 357 2626 504"> <tr> <td>貯蔵施設の位置</td> <td>燃料試験施設の地理的状況は「7-1. 使用施設の位置」記載のとおり。貯蔵施設は図4-3に示すセル、プール水中及びサービスエリアである。また、燃料試験棟1階の貯蔵の場所を図4-3-1に、燃料試験棟地階の貯蔵の場所を図4-5-1に示す。</td> </tr> </table> <p>8-2. 貯蔵施設の構造 （記載省略）</p> <p>8-3. 貯蔵施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1424 682 2626 1585"> <thead> <tr> <th>貯蔵設備の名称</th> <th>個数</th> <th>最大収納量</th> <th>内容物の物理・化学的性状</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セル貯蔵設備 （βγコンクリートNo.1セル）</td> <td>1</td> <td rowspan="8">表2-1に示す。（使用の取扱量と貯蔵の収納量の合計が、表2-1に示す最大取扱量を超えないこと。）</td> <td rowspan="8">物理的性状：固体 化学的性状：金属ウラン 金属プルトニウム 酸化ウラン 酸化プルトニウム 窒化プルトニウム 炭化プルトニウム 金属トリウム 酸化トリウム 1F燃料デブリ^{注1)}</td> <td rowspan="8">概略寸法：「7-3. 使用施設の設備」記載のとおり。 臨界管理：表8-2に核的制限値を示す。 貯蔵の方法：核燃料物質は、金属容器に収納した上で貯蔵する。ただし、金属製の被覆管等で密封された燃料棒及び燃料集合体については、金属容器に収納されているものとする。 貯蔵する核燃料物質は、使用中の核燃料物質との区別を明確にした上で、コンクリートセル内の保安規定で定めるエリアに配置する。</td> </tr> <tr> <td>セル貯蔵設備 （βγコンクリートNo.2セル）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セル貯蔵設備 （βγコンクリートNo.3セル）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セル貯蔵設備 （βγコンクリートNo.4セル）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セル貯蔵設備 （βγコンクリートNo.5セル）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セル貯蔵設備 （βγコンクリートNo.6セル）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セル貯蔵設備 （αγコンクリートNo.1セル）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セル貯蔵設備 （αγコンクリートNo.2セル）</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>セル内貯蔵孔（βγコンクリートNo.4セル） ～セル内貯蔵孔（βγコンクリートNo.6セル） （記載省略）</p>					貯蔵施設の位置	燃料試験施設の地理的状況は「7-1. 使用施設の位置」記載のとおり。貯蔵施設は図4-3に示すセル、プール水中及びサービスエリアである。また、燃料試験棟1階の貯蔵の場所を図4-3-1に、燃料試験棟地階の貯蔵の場所を図4-5-1に示す。	貯蔵設備の名称	個数	最大収納量	内容物の物理・化学的性状	仕様	セル貯蔵設備 （βγコンクリートNo.1セル）	1	表2-1に示す。（使用の取扱量と貯蔵の収納量の合計が、表2-1に示す最大取扱量を超えないこと。）	物理的性状：固体 化学的性状：金属ウラン 金属プルトニウム 酸化ウラン 酸化プルトニウム 窒化プルトニウム 炭化プルトニウム 金属トリウム 酸化トリウム 1F燃料デブリ ^{注1)}	概略寸法：「7-3. 使用施設の設備」記載のとおり。 臨界管理：表8-2に核的制限値を示す。 貯蔵の方法：核燃料物質は、金属容器に収納した上で貯蔵する。ただし、金属製の被覆管等で密封された燃料棒及び燃料集合体については、金属容器に収納されているものとする。 貯蔵する核燃料物質は、使用中の核燃料物質との区別を明確にした上で、コンクリートセル内の保安規定で定めるエリアに配置する。	セル貯蔵設備 （βγコンクリートNo.2セル）	1	セル貯蔵設備 （βγコンクリートNo.3セル）	1	セル貯蔵設備 （βγコンクリートNo.4セル）	1	セル貯蔵設備 （βγコンクリートNo.5セル）	1	セル貯蔵設備 （βγコンクリートNo.6セル）	1	セル貯蔵設備 （αγコンクリートNo.1セル）	1	セル貯蔵設備 （αγコンクリートNo.2セル）	1	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （1F燃料デブリに係る記載の追加）</p>
貯蔵施設の位置	燃料試験施設の地理的状況は「7-1. 使用施設の位置」記載のとおり。貯蔵施設は図4-3に示すセル、プール水中及びサービスエリアである。また、燃料試験棟1階の貯蔵の場所を図4-3-1に、燃料試験棟地階の貯蔵の場所を図4-5-1に示す。																															
貯蔵設備の名称	個数	最大収納量	内容物の物理・化学的性状	仕様																												
セル貯蔵設備 （βγコンクリートNo.1セル）	1	表2-1に示す。（使用の取扱量と貯蔵の収納量の合計が、表2-1に示す最大取扱量を超えないこと。）	物理的性状：固体 化学的性状：金属ウラン 金属プルトニウム 酸化ウラン 酸化プルトニウム 窒化プルトニウム 炭化プルトニウム 金属トリウム 酸化トリウム 1F燃料デブリ ^{注1)}	概略寸法：「7-3. 使用施設の設備」記載のとおり。 臨界管理：表8-2に核的制限値を示す。 貯蔵の方法：核燃料物質は、金属容器に収納した上で貯蔵する。ただし、金属製の被覆管等で密封された燃料棒及び燃料集合体については、金属容器に収納されているものとする。 貯蔵する核燃料物質は、使用中の核燃料物質との区別を明確にした上で、コンクリートセル内の保安規定で定めるエリアに配置する。																												
セル貯蔵設備 （βγコンクリートNo.2セル）	1																															
セル貯蔵設備 （βγコンクリートNo.3セル）	1																															
セル貯蔵設備 （βγコンクリートNo.4セル）	1																															
セル貯蔵設備 （βγコンクリートNo.5セル）	1																															
セル貯蔵設備 （βγコンクリートNo.6セル）	1																															
セル貯蔵設備 （αγコンクリートNo.1セル）	1																															
セル貯蔵設備 （αγコンクリートNo.2セル）	1																															

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
 第7編 燃料試験施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）					説明
	燃料貯蔵ラック (プール)	1台	3.55 (EBq) 以下 (最大貯蔵数 は、集合体※ で24集合体) ※再組立後 のむつ燃料 集合体は1 集合体とし て取り扱う。	物理的性状：固体 化学的性状：金属ウラン 金属プルトニウム 酸化ウラン 酸化プルトニウム 窒化プルトニウム 炭化プルトニウム 1 F 燃料デブリ ^{注1)}	概略寸法： 横 4.44 m×縦 2.2 m× 高さ 4.7m 燃料貯蔵ラックの詳細 を図8-2に示す。 臨界管理： 貯蔵時の集合体表面間 距離 30 cm以上 貯蔵方式：縦 型 表8-2に核的制限値 を示す。	
未照射核燃料物質保管庫 ～消火設備 (記載省略)						
注1) 使用済燃料のうち、1 F 燃料デブリの物理的・化学的性状については、別添1 1 F 燃料デブリに係る使用の方法（燃料試験施設）参照。						

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第7編 燃料試験施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）			許可（対応箇所抜粋）	説明
別表第1 ～ 別表第4 (変更なし)			(許可申請書本文に記載なし。)	左記変更は記載の適正化のみであるため許可と齟齬はない。
別表第5 作業開始前及び終了後の点検				
区分	設備名	点検項目		
本	プール	(1) 機器等が正常に維持されていること。 (2) プール水位が正常に維持されていること。 (3) プール水精製循環設備のバルブ開閉状況が正常であること。		
	βγコンクリートセル及びβγ鉛セル	(1) 機器等が正常に維持されていること。 (2) 負圧が正常に維持されていること。 (3) <u>遮蔽扉</u> 、ハッチ等の開閉が閉鎖状態にあること。		
体	αγコンクリートセル及びαγ鉛セル	(1) 機器等が正常に維持されていること。 (2) 負圧が正常に維持されていること。 (3) <u>遮蔽扉</u> 、ハッチ等の開閉が閉鎖状態にあること。		
	メンテナンスボックス等	(1) 機器等が正常に維持されていること。 (2) 負圧が正常に維持されていること。 (3) ハッチ等の開口が閉鎖状態にあること。 (4) グローブ、ブーツ及びビニールバックに損傷がないこと。 (5) 外部表面に汚染がないこと。		
設	αγ液体廃棄設備	警報水位以下で配管バルブ等が正常であること。		
	試験装置	プール及びセル等の試験装置類が正常に維持されていること。		
	インセルモニタ	指示値が正常であること。		
	臨界警報装置	指示値が正常であること。		
特 定 施 設	受変電設備	表示灯、電圧、電流等が正常であること。		
	非常用電源設備	始動用圧縮空気及び操作機器等が正常であること。		
	空気圧縮設備	警報圧力以上で操作機器等が正常であること。		
	気体廃棄設備	電源電圧、操作機器等が正常であること。		
	液体廃棄設備	警報水位以下で配管バルブ等が正常であること。		
別表第6 ～ 別表第7 (変更なし)				

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第7編 燃料試験施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）				許可（対応箇所抜粋）				説明							
別表第8 核燃料物質の年間予定使用量				【本文】 5. 予定使用期間及び年間予定使用量				左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (1 F 燃料デブリに係る記載の追加)							
核燃料物質の種類		年間予定使用量		核燃料物質の種類		年間予定使用量 ^{注1)}									
		最大存在量	延べ取扱量			最大存在量	延べ取扱量								
未照射核燃料物質	劣化ウラン	451 kg	451 kg	未照射核燃料物質	劣化ウラン	451 kg	451 kg								
	天然ウラン	1 kg	1 kg		天然ウラン	1 kg	1 kg								
	濃縮ウラン 5%未満	2 kg (²³⁵ U量 0.1 kg)	2 kg (²³⁵ U量 0.1 kg)		濃縮ウラン 5%未満	2 kg (²³⁵ U量 0.1 kg)	2 kg (²³⁵ U量 0.1 kg)								
	5%以上 20%未満	9.8 kg (²³⁵ U量 1.5 kg)	9.8 kg (²³⁵ U量 1.5 kg)			5%以上 20%未満	9.8 kg (²³⁵ U量 1.5 kg)		9.8 kg (²³⁵ U量 1.5 kg)						
	トリウム	20 kg	20 kg		トリウム	20 kg	20 kg								
照射済核燃料物質	劣化ウラン	2,700 kg	2,700 kg	照射済核燃料物質	劣化ウラン	2,700 kg	2,700 kg								
	天然ウラン	1,000 kg	1,000 kg		天然ウラン	1,000 kg	1,000 kg								
	濃縮ウラン 5%未満	6,000 kg (²³⁵ U量 210 kg)	6,000 kg (²³⁵ U量 210 kg)		濃縮ウラン 5%未満	6,000 kg (²³⁵ U量 210 kg)	6,000 kg (²³⁵ U量 210 kg)								
	5%以上 20%未満	10 kg (²³⁵ U量 1 kg)	10 kg (²³⁵ U量 1 kg)			5%以上 20%未満	10 kg (²³⁵ U量 1 kg)	10 kg (²³⁵ U量 1 kg)							
	プルトニウム（非密封）	40 kg	40 kg		プルトニウム（非密封）	40 kg	40 kg								
	トリウム	0.05 kg	0.05 kg		トリウム	0.05 kg	0.05 kg								
	使用済燃料 (うち1 F 燃料デブリの 年間予定使用量)	3.55 EBq (<input type="text"/> Bq)	3.55 EBq (<input type="text"/> Bq)		使用済燃料 ^{注1)} (1 F 燃料デブリを含む。)	3.55 EBq [*]	3.55 EBq [*]								
別表第9-1 ~ 別表第9-2 (変更なし)				<p>※E (exa) :10¹⁸</p> <p>注1) 使用済燃料のうち、1 F 燃料デブリの年間予定使用量については、別添1 1 F 燃料デブリに係る使用の方法（燃料試験施設）参照。</p> <p>【別添1】 3. 年間予定使用量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質</th> <th colspan="2">年間予定使用量^{注1)}</th> </tr> <tr> <th>最大存在量</th> <th>延べ取扱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料（1 F 燃料デブリ）</td> <td><input type="text"/> Bq^{注2)}</td> <td><input type="text"/> Bq^{注2)}</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 1 F 燃料デブリの年間予定使用量については、既許可の年間予定使用量（本文「5. 予定使用期間及び年間予定使用量」に記載する照射済核燃料物質のうち使用済燃料の数量）の範囲で行い、これを超える核燃料物質の受入れは行わない。核燃料物質の貯蔵も既許可の貯蔵施設で行う。</p> <p>注2) 東京電力ホールディングス（株）より提供された、事故発生時に1 F 各号機に装荷されていた燃料組成情報を基に、ORIGEN2.2により計算した値であり、A型輸送のデブリ重量（1個当たり約5g）において、18回分（約90g）に相当する。</p>				核燃料物質	年間予定使用量 ^{注1)}		最大存在量	延べ取扱量	使用済燃料（1 F 燃料デブリ）	<input type="text"/> Bq ^{注2)}	<input type="text"/> Bq ^{注2)}
核燃料物質	年間予定使用量 ^{注1)}														
	最大存在量	延べ取扱量													
使用済燃料（1 F 燃料デブリ）	<input type="text"/> Bq ^{注2)}	<input type="text"/> Bq ^{注2)}													

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第7編 燃料試験施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）			許可（対応箇所抜粋）			説明
別表第10 使用施設の核的制限値			【本文】 表7-1 使用施設の核的制限値			
場所	形態	核的制限値	場所	形態	核的制限値	
プール (燃料貯蔵ラックは除く)	燃料集合体	<ul style="list-style-type: none"> 移動体数：1集合体毎又は1ユニット毎（燃料貯蔵ラックの最大貯蔵数の内の1集合体又は1ユニット） UO₂燃料棒は単一系における制限値で取扱う。 ²³⁵U質量0.6kg以下（濃縮度5W/o以下）以下又は円筒直径20.5cm以下 	プール (燃料貯蔵ラックは除く)	燃料集合体	<ul style="list-style-type: none"> 移動体数：1集合体毎又は1ユニット毎（燃料貯蔵ラックの最大貯蔵数の内の1集合体又は1ユニット） UO₂燃料棒は単一系における制限値で取扱う ²³⁵U質量0.6kg以下（濃縮度5W/o以下）又は円筒直径20.5cm以下 	左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (1F燃料デブリに係る記載の追加)
	燃料棒			燃料棒		
	試料(1F燃料デブリ)	試料(1F燃料デブリ)		<ul style="list-style-type: none"> 移動体数：1キャプセル毎（燃料貯蔵ラックの最大貯蔵数の内の1キャプセル） 		
	キャプセル燃料	キャプセル燃料				
	燃料集合体、燃料棒、試料及びキャプセルの同時取扱いはしない。				燃料集合体、燃料棒、試料及びキャプセルの同時取扱いはしない	
βγコンクリート No.1セル No.2セル No.3セル の各セル	燃料集合体	<ul style="list-style-type: none"> 燃料集合体の取扱い制限値は1体 UO₂濃縮度は5W/o以下 むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 	βγコンクリート No.1セル No.2セル No.3セル の各セル	燃料集合体	<ul style="list-style-type: none"> 燃料集合体の取扱い制限値は1体 UO₂濃縮度は5W/o以下 むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 	左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (1F燃料デブリに係る記載の追加)
	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 		燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 	
	試料(1F燃料デブリ)	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） プルトニウム系燃料（密封）の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う。 		試料(1F燃料デブリ)	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） プルトニウム系燃料（密封）の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う 	
	キャプセル燃料			燃料集合体、燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない。 燃料集合体を貯蔵中のセルにおいては、燃料集合体は使用しない。 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が本表の核的制限値を超えないこと。 ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する。		
βγコンクリート No.4セル No.5セル No.6セル の各セル	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 	βγコンクリート No.4セル No.5セル No.6セル	燃料集合体、燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない 燃料集合体を貯蔵中のセルにおいては、燃料集合体は使用しない 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が核的制限値を超えないこと ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する		左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (1F燃料デブリに係る記載の追加)
	試料(1F燃料デブリを含む。)			燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 	
	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） プルトニウム系燃料（密封）の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う。 		試料(1F燃料デブリを含む。)		
燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない。 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が本表の核的制限値を超えないこと。 ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する。		表7-1 使用施設の核的制限値（つづき）				
場所	形態	核的制限値				
βγコンクリート No.4セル No.5セル No.6セル	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 				
	試料(1F燃料デブリを含む。)					

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第7編 燃料試験施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）			許可（対応箇所抜粋）		説明
別表第10 使用施設の核的制限値（つづき）					
場所	形態	核的制限値	の各セル	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） プルトニウム系燃料（密封）の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う
βγ鉛 No.1セル No.2セル No.3セル の各セル	試料（1F燃料デブリを含む。）	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 	燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が核的制限値を超えないこと ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する		
	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う。 			
試料とキャプセル燃料との混在はしない。 ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する。			βγ鉛 No.1セル No.2セル No.3セル の各セル	試料（1F燃料デブリを含む。）	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下
αγコンクリート No.1セル No.2セル の各セル	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 	No.1セル No.2セル No.3セル の各セル	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う
	試料（1F燃料デブリを含む。）			<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） プルトニウム系燃料の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う。 	試料とキャプセル燃料との混在はしない ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する
	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） プルトニウム系燃料の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う。 	燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が本表の核的制限値を超えないこと。 ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する。		
αγ鉛 No.1セル No.2セル の各セル	試料（1F燃料デブリを含む。）	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 			<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） プルトニウム系燃料の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う
	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） プルトニウム系燃料の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う。 	燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が核的制限値を超えないこと ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する		
表7-1 使用施設の核的制限値（つづき）					
場所	形態	核的制限値			
αγコンクリート No.1セル No.2セル の各セル	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 			<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） プルトニウム系燃料の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う
	試料（1F燃料デブリを含む。）		燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が核的制限値を超えないこと ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する		
αγ鉛 No.1セル	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） プルトニウム系燃料の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う。 			<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） プルトニウム系燃料の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う
	試料（1F燃料デブリを含む。）	燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が核的制限値を超えないこと ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する			
αγ鉛 No.1セル			試料（1F燃料デブリを含む。）		<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
 第7編 燃料試験施設の管理

変更後 (下線部は変更箇所)		許可 (対応箇所抜粋)		説明
試料とキャプセル燃料との混在はしない。 ^{239}Pu 質量は、 ^{235}U 及び ^{241}Pu も ^{239}Pu とみなして、合計値で管理する。		No.2セル の各セル	キャプセル 燃料 <ul style="list-style-type: none"> ・ウラン系燃料 (濃縮度10W/o未満) の取扱い制限値 (^{235}U質量0.6kg以下) ・ウラン系燃料 (濃縮度10W/o以上) の取扱い制限値 (^{235}U質量0.35kg以下) ・プルトニウム系燃料の取扱い制限値 (^{239}Pu質量0.22kg以下) ・1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う 	
		試料とキャプセル燃料との混在はしない ^{239}Pu 質量は、 ^{235}U 及び ^{241}Pu も ^{239}Pu とみなして、合計値で管理する		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第7編 燃料試験施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）			許可（対応箇所抜粋）	説明		
別表第11 貯蔵施設の核的制限値			【本文】 表8-2 貯蔵施設の核的制限値	左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (1F燃料デブリに係る記載の追加)		
場所	形態	核的制限値	場所 形態 核的制限値			
βγコンクリート No.1セル	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 	βγコンクリート No.1セル		燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下
	試料（1F燃料デブリ）				試料（1F燃料デブリ）	
	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） プルトニウム系燃料（密封）の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う。 	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） プルトニウム系燃料（密封）の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う 		
燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない。 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が本表の核的制限値を超えないこと。 <u>²³⁹Pu質量は、²³⁵U及び²⁴¹Puも²³⁹Puとみなして、合計値で管理する。</u>			燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が核的制限値を超えないこと <u>²³⁹Pu質量は、²³⁵U及び²⁴¹Puも²³⁹Puとみなして、合計値で管理する</u>			
βγコンクリート No.2セル No.3セル の各セル	燃料集合体	<ul style="list-style-type: none"> 燃料集合体の取扱い制限値は1体 UO₂濃縮度は5W/o以下 むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 	βγコンクリート No.2セル No.3セル の各セル	燃料集合体	<ul style="list-style-type: none"> 燃料集合体の取扱い制限値は1体 UO₂濃縮度は5W/o以下 むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 	
	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 		燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 	
	試料（1F燃料デブリ）			試料（1F燃料デブリ）		
	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） プルトニウム系燃料（密封）の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う。 	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） プルトニウム系燃料（密封）の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う 		
燃料集合体、燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない。 燃料集合体を使用中のセルにおいては、燃料集合体は貯蔵しない。 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が本表の核的制限値を超えないこと。 <u>²³⁹Pu質量は、²³⁵U及び²⁴¹Puも²³⁹Puとみなして、合計値で管理する。</u>			燃料集合体、燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない 燃料集合体を使用中のセルにおいては、燃料集合体は貯蔵しない 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が核的制限値を超えないこと <u>²³⁹Pu質量は、²³⁵U及び²⁴¹Puも²³⁹Puとみなして、合計値で管理する</u>			
βγコンクリート No.4セル No.5セル No.6セル	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 	βγコンクリート No.4セル No.5セル No.6セル	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 	
	試料（1F燃料デブリを含む。）			試料（1F燃料デブリを含む。）		
表8-2 貯蔵施設の核的制限値（つづき）			表8-2 貯蔵施設の核的制限値（つづき）	左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (1F燃料デブリに係る記載の追加)		
場所	形態	核的制限値	場所 形態 核的制限値			
βγコンクリート No.4セル No.5セル No.6セル	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 	βγコンクリート No.4セル No.5セル No.6セル	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 	
	試料（1F燃料デブリを含む。）			試料（1F燃料デブリを含む。）		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第7編 燃料試験施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）			許可（対応箇所抜粋）			説明
α γ コンクリート No.1セル No.2セル の各セル	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） プルトニウム系燃料（密封）の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う。 	α γ コンクリート No.1セル No.2セル の各セル	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） プルトニウム系燃料（密封）の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う 	
燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない。 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が本表の核的制限値を超えないこと。 <u>²³⁹Pu質量は、²³⁵U及び²⁴¹Puも²³⁹Puとみなして、合計値で管理する。</u>			燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が核的制限値を超えないこと <u>²³⁹Pu質量は、²³⁵U及び²⁴¹Puも²³⁹Puとみなして、合計値で管理する</u>			
別表第11 貯蔵施設の核的制限値（つづき）			表8-2 貯蔵施設の核的制限値（つづき）			
場所	形態	核的制限値	場所	形態	核的制限値	
セル内貯蔵孔 β γ コンクリート No.4セル No.5セル No.6セル の各セル (変更なし)			セル内貯蔵孔 β γ コンクリート No.4セル No.5セル No.6セル の各セル (記載省略)			
燃料貯蔵ラック(プール)	燃料集合体	<ul style="list-style-type: none"> 最大貯蔵数：24集合体 1挿入孔に1集合体を収納する。 	燃料貯蔵ラック(プール)	燃料集合体	<ul style="list-style-type: none"> 最大貯蔵数：24集合体 1挿入孔に1集合体を収納する 	
	燃料棒 試料(1F燃料デブリを含む。)	<ul style="list-style-type: none"> 1挿入孔に1ユニットを収納する。 UO₂燃料（濃縮度5W/o以下）は単一系における制限値（²³⁵U質量0.6kg以下又は円筒直径20.5cm以下）で取扱う。 		燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 1挿入孔に1ユニットを収納する UO₂燃料（濃縮度5W/o以下）は単一系における制限値（²³⁵U質量0.6kg以下又は円筒直径20.5cm以下）で取扱う 	
	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> 最大貯蔵数：20キャプセル ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） 1挿入孔に1ユニットを収納し、ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）及びウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の混在はしない。 		試料(1F燃料デブリを含む。)		
未照射核燃料物質保管庫 ～未照射ウラン保管庫 (変更なし)			未照射核燃料物質保管庫 ～未照射ウラン保管庫 (記載省略)	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> 最大貯蔵数：20キャプセル ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の貯蔵制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の貯蔵制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） 1挿入孔に1ユニットを収納し、ウラン系燃料(濃縮度10W/o未満)及びウラン系燃料(濃縮度10W/o以上)の混在はしない 	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第7編 燃料試験施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明																													
<p>別表第12～別表第15 (変更なし)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 350px; height: 700px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center; font-size: small;">別図(その1) 燃料試験棟1階平面図</p> <p>別図(その2)～別図(その3) (変更なし)</p>	<p>【本文】 8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備 貯蔵施設の位置、構造及び設備を以下に示す。なお、安全上重要な施設は存在しない。</p> <p>8-1. 貯蔵施設の位置 (記載省略)</p> <p>8-2. 貯蔵施設の構造 (記載省略)</p> <p>8-3. 貯蔵施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1424 682 2635 1585"> <thead> <tr> <th>貯蔵設備の名称</th> <th>個数</th> <th>最大収納量</th> <th>内容物の物理・化学的性状</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セル貯蔵設備 (βγコンクリートNo.1セル)</td> <td>1</td> <td rowspan="9">表2-1に示す。(使用の取扱量と貯蔵の収納量の合計が、表2-1に示す最大取扱量を超えないこと。)</td> <td rowspan="9">物理的性状：固体 化学的性状：金属ウラン 金属プルトニウム 酸化ウラン 酸化プルトニウム 窒化プルトニウム 炭化プルトニウム 金属トリウム 酸化トリウム 1F燃料デブリ^{注1)}</td> <td rowspan="9">概略寸法：「7-3. 使用施設の設備」記載のとおり。 臨界管理：表8-2に核的制限値を示す。 貯蔵の方法：核燃料物質は、金属容器に収納した上で貯蔵する。ただし、金属製の被覆管等で密封された燃料棒及び燃料集合体については、金属容器に収納されているものとする。 貯蔵する核燃料物質は、使用中の核燃料物質との区別を明確にした上で、コンクリートセル内の保安規定で定めるエリアに配置する。</td> </tr> <tr> <td>セル貯蔵設備 (βγコンクリートNo.2セル)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セル貯蔵設備 (βγコンクリートNo.3セル)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セル貯蔵設備 (βγコンクリートNo.4セル)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セル貯蔵設備 (βγコンクリートNo.5セル)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セル貯蔵設備 (βγコンクリートNo.6セル)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セル貯蔵設備 (αγコンクリートNo.1セル)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セル貯蔵設備 (αγコンクリートNo.2セル)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セル内貯蔵孔 (βγコンクリートNo.4セル) ～セル内貯蔵孔 (βγコンクリートNo.6セル) (記載省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貯蔵設備の名称	個数	最大収納量	内容物の物理・化学的性状	仕様	セル貯蔵設備 (βγコンクリートNo.1セル)	1	表2-1に示す。(使用の取扱量と貯蔵の収納量の合計が、表2-1に示す最大取扱量を超えないこと。)	物理的性状：固体 化学的性状：金属ウラン 金属プルトニウム 酸化ウラン 酸化プルトニウム 窒化プルトニウム 炭化プルトニウム 金属トリウム 酸化トリウム 1F燃料デブリ ^{注1)}	概略寸法：「7-3. 使用施設の設備」記載のとおり。 臨界管理：表8-2に核的制限値を示す。 貯蔵の方法：核燃料物質は、金属容器に収納した上で貯蔵する。ただし、金属製の被覆管等で密封された燃料棒及び燃料集合体については、金属容器に収納されているものとする。 貯蔵する核燃料物質は、使用中の核燃料物質との区別を明確にした上で、コンクリートセル内の保安規定で定めるエリアに配置する。	セル貯蔵設備 (βγコンクリートNo.2セル)	1	セル貯蔵設備 (βγコンクリートNo.3セル)	1	セル貯蔵設備 (βγコンクリートNo.4セル)	1	セル貯蔵設備 (βγコンクリートNo.5セル)	1	セル貯蔵設備 (βγコンクリートNo.6セル)	1	セル貯蔵設備 (αγコンクリートNo.1セル)	1	セル貯蔵設備 (αγコンクリートNo.2セル)	1	セル内貯蔵孔 (βγコンクリートNo.4セル) ～セル内貯蔵孔 (βγコンクリートNo.6セル) (記載省略)					<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (核燃料物質のセル内貯蔵エリアの変更)</p>
貯蔵設備の名称	個数	最大収納量	内容物の物理・化学的性状	仕様																											
セル貯蔵設備 (βγコンクリートNo.1セル)	1	表2-1に示す。(使用の取扱量と貯蔵の収納量の合計が、表2-1に示す最大取扱量を超えないこと。)	物理的性状：固体 化学的性状：金属ウラン 金属プルトニウム 酸化ウラン 酸化プルトニウム 窒化プルトニウム 炭化プルトニウム 金属トリウム 酸化トリウム 1F燃料デブリ ^{注1)}	概略寸法：「7-3. 使用施設の設備」記載のとおり。 臨界管理：表8-2に核的制限値を示す。 貯蔵の方法：核燃料物質は、金属容器に収納した上で貯蔵する。ただし、金属製の被覆管等で密封された燃料棒及び燃料集合体については、金属容器に収納されているものとする。 貯蔵する核燃料物質は、使用中の核燃料物質との区別を明確にした上で、コンクリートセル内の保安規定で定めるエリアに配置する。																											
セル貯蔵設備 (βγコンクリートNo.2セル)	1																														
セル貯蔵設備 (βγコンクリートNo.3セル)	1																														
セル貯蔵設備 (βγコンクリートNo.4セル)	1																														
セル貯蔵設備 (βγコンクリートNo.5セル)	1																														
セル貯蔵設備 (βγコンクリートNo.6セル)	1																														
セル貯蔵設備 (αγコンクリートNo.1セル)	1																														
セル貯蔵設備 (αγコンクリートNo.2セル)	1																														
セル内貯蔵孔 (βγコンクリートNo.4セル) ～セル内貯蔵孔 (βγコンクリートNo.6セル) (記載省略)																															

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表

第8編 廃棄物安全試験施設の管理

令和4年4月

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第8編 廃棄物安全試験施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>第1章 ～ 第2章（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第3章 保守管理</p> <p>第10条の2 ～ 第10条の3（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第10条の4 ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2</u> 前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定めることができる。</p> <p><u>3</u> ホット材料試験課長は、<u>第1項及び前項</u>の施設管理実施計画を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>4</u> 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p><u>5</u> 臨界ホット試験技術部長は、<u>第3項</u>の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p><u>6</u> ホット材料試験課長は、<u>第3項</u>の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（保全活動の実施）</p> <p>第10条の5 ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第10条の6（変更なし）</p>	<p style="text-align: center;">【共通編 本文】</p> <p style="text-align: center;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～6. 資源の運用管理（記載省略）</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、使用施設等ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・使用施設等に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・使用施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・使用施設等のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・使用施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （記載の重複による削除）</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第 8 編 廃棄物安全試験施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p style="text-align: center;">（施設管理の有効性評価及び改善）</p> <p>第10条の7 <u>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、廃棄物安全試験施設（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性をそれぞれ評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p>2 <u>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p>	<p>【共通編 本文】</p> <p style="text-align: right;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～4. 品質マネジメントシステム（記載省略）</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与～5.4 計画（記載省略）</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限、5.5.2 管理責任者（記載省略）</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。また、必要に応じて、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置く場合は、その責任及び権限を文書で明確にする。</p> <p>a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・使用施設等に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組みを積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に使用施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>（有効性評価及び改善の明確化）</p>
<p>第 11 条～第 12 条（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">（修理及び改造計画）</p> <p>第 13 条 ホット材料試験課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第 55 条の 2 第 1 項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p>	<p>【共通編 本文】</p> <p style="text-align: right;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～6. 資源の運用管理（記載省略）</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、使用施設等ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。</p>	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第 8 編 廃棄物安全試験施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説 明
<p>ロ 修理及び改造の内容 ハ 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第 1 項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第 3 項の承認を受けたときは、<u>当該修理及び改造に係る課長等</u>に通知しなければならない。</p> <p>6 ホット材料試験課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第 55 条の 2 第 1 項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>第 13 条の 2（変更なし）</p> <p>（保守結果の通知等）</p> <p>第 14 条 原子力施設検査室長は第 12 条第 5 項及び前条第 5 項の確認を受けたときは、<u>ホット材料試験課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>2 ホット材料試験課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、<u>第 12 条第 5 項に係る前項の通知を受けたときは</u>、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>3 <u>ホット材料試験課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、第 13 条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し、前条第 5 項に係る第 1 項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に係る課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は、<u>第 2 項及び第 3 項の報告並びに前項の通知を受けたときは</u>、所長に報告するとともに核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第 14 条の 2（変更なし） 第 4 章 ～ 第 7 章（変更なし） 別表第 1 ～ 別表第 14（変更なし） 別図（その 1） ～ 別図（その 3）（変更なし）</p>	<p>(2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・使用施設等に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・使用施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・使用施設等のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・使用施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p> <p>【共通編 本文】</p> <p style="text-align: right;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～6. 資源の運用管理（記載省略） 7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、使用施設等ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・使用施設等に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・使用施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・使用施設等のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・使用施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （報告及び通知対象の明確化）</p> <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （報告及び通知対象の明確化）</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表

第9編 NSRRの管理

平成4年4月

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表

第9編 NSRRの管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>第9編 NSRRの管理 目次（変更なし）</p> <p>第1章 通則 ～ 第2章 使用の管理（変更なし）</p> <p>第3章 保守管理 第14条の2～第14条の4（変更なし）</p> <p>（施設管理実施計画等の策定） 第14条の4 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。 ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。 ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2</u> 前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第4条の定めにより作成する「年間使用計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」を定めることができる。</p> <p><u>3</u> NSRR管理課長は、<u>第1項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ</u>、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>4</u> 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p><u>5</u> 研究炉加速器技術部長は、<u>第3項の承認をしようとするときは</u>、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p><u>6</u> NSRR管理課長は、<u>第3項の承認を受けたときは</u>、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>（保全活動の実施） 第14条の5 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第14条の6（変更なし）</p>	<p>【共通編 本文】</p> <p>【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～6. 資源の運用管理（記載省略） 7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、使用施設等ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。 (2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。 (3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。） b) 業務・使用施設等に対する品質目標及び要求事項 c) 業務・使用施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性 d) 業務・使用施設等のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準 e) 業務・使用施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （記載の重複による削除）</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表

第9編 NSRRの管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p><u>（施設管理の有効性評価及び改善）</u> <u>第14条の7 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、NSRR（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u> <u>2 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>第15条（変更なし）</p>	<p>【共通編 本文】</p> <p>【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～4. 品質マネジメントシステム（記載省略）</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与～5.4 計画（記載省略）</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限、5.5.2 管理責任者（記載省略）</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。また、必要に応じて、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置く場合は、その責任及び権限を文書で明確にする。</p> <p>a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・使用施設等に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組みを積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に使用施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （有効性評価及び改善の明確化）</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表

第9編 NSRRの管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>(修理及び改造計画)</p> <p>第16条 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ、本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ、研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 修理及び改造をしようとする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、それぞれ研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、<u>当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>6 NSRR管理課長は本体施設について、工務第1課長は特定施設について、及び放射線管理第2課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合で、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>第16条の2（変更なし）</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第17条 原子力施設検査室長は、第15条第5項及び前条第5項の確認を得たときは、その結果をNSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>2 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、<u>第15条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p> <p>3 <u>NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第16条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し、前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、第2項及び第3項の報告を受けたとき並びに前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p>	<p>【共通編 本文】</p> <p>【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～6. 資源の運用管理（記載省略）</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、使用施設等ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>f) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>g) 業務・使用施設等に対する品質目標及び要求事項</p> <p>h) 業務・使用施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>i) 業務・使用施設等のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>j) 業務・使用施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (報告及び通知対象の明確化)</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表

第9編 NSRRの管理

変更後（下線部は変更箇所）				許可（対応箇所抜粋）			説明																							
第4章 核燃料物質の管理 ～ 第8章 固体廃棄物の保管（変更なし）																														
別表第1～別表第11（変更なし）																														
別表第12 <u>（削除）</u>																														
別表第13 ～ 別表第21（変更なし）																														
別表第16 試験燃料用カプセルの使用時の点検				【施設編 本文】			左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （大気圧水カプセルの新型であるI-T型大気圧水カプセルの追加。）																							
				7-3 使用施設の設備																										
				使用設備の名称	個数	仕様																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験燃料用カプセルの種類</th> <th>点検の時期</th> <th>点検項目</th> <th>ひん度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I-N型大気圧水カプセル I-N-V型大気圧水カプセル I-S型大気圧水カプセル <u>I-T型大気圧水カプセル</u> III型大気圧水カプセル IV型大気圧水カプセル V型大気圧水カプセル VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル X-I型大気圧水カプセル X-II型大気圧水カプセル X-III型大気圧水カプセル X-IV型大気圧水カプセル X-V型大気圧水カプセル XI-I型大気圧水カプセル XI-II型大気圧水カプセル XII-I型大気圧水カプセル</td> <td>組立前</td> <td>1) 外観点検 2) 表面密度点検* 3) 寸法点検</td> <td>使用のつど</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>非破壊点検</td> <td>変形が認められた場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>組立後</td> <td>漏えい点検</td> <td>使用のつど</td> </tr> <tr> <td></td> <td>組立前</td> <td>1) 外観点検 2) 表面密度点検* 3) 寸法点検</td> <td>使用のつど</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>非破壊点検</td> <td>変形が認められた場合</td> </tr> </tbody> </table>				試験燃料用カプセルの種類	点検の時期	点検項目		ひん度	I-N型大気圧水カプセル I-N-V型大気圧水カプセル I-S型大気圧水カプセル <u>I-T型大気圧水カプセル</u> III型大気圧水カプセル IV型大気圧水カプセル V型大気圧水カプセル VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル X-I型大気圧水カプセル X-II型大気圧水カプセル X-III型大気圧水カプセル X-IV型大気圧水カプセル X-V型大気圧水カプセル XI-I型大気圧水カプセル XI-II型大気圧水カプセル XII-I型大気圧水カプセル	組立前	1) 外観点検 2) 表面密度点検* 3) 寸法点検	使用のつど			非破壊点検	変形が認められた場合		組立後	漏えい点検	使用のつど		組立前	1) 外観点検 2) 表面密度点検* 3) 寸法点検	使用のつど			非破壊点検	変形が認められた場合	照射カプセル （原子炉施設と共用）	—
試験燃料用カプセルの種類	点検の時期	点検項目	ひん度																											
I-N型大気圧水カプセル I-N-V型大気圧水カプセル I-S型大気圧水カプセル <u>I-T型大気圧水カプセル</u> III型大気圧水カプセル IV型大気圧水カプセル V型大気圧水カプセル VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル X-I型大気圧水カプセル X-II型大気圧水カプセル X-III型大気圧水カプセル X-IV型大気圧水カプセル X-V型大気圧水カプセル XI-I型大気圧水カプセル XI-II型大気圧水カプセル XII-I型大気圧水カプセル	組立前	1) 外観点検 2) 表面密度点検* 3) 寸法点検	使用のつど																											
		非破壊点検	変形が認められた場合																											
	組立後	漏えい点検	使用のつど																											
	組立前	1) 外観点検 2) 表面密度点検* 3) 寸法点検	使用のつど																											
		非破壊点検	変形が認められた場合																											

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表

第9編 NSRRの管理

変更後（下線部は変更箇所）				許可（対応箇所抜粋）		説明								
	組立後	1) 漏えい点検 2) 加圧点検 3) 導通点検 （温度計、ヒータ） 4) 絶縁抵抗点検 （ヒータ）	使用のつど			<p>試験部容器使用圧力：大気圧（初期条件） 試験部容器使用温度：最高 100 ℃</p> <p>・ 高圧水カプセル 高圧水カプセルは、試験部容器と圧力抑制タンクからなる内部カプセル及び外部容器で構成される二重容器構造であり、内部カプセル及び外部容器は気密性と耐圧性を有する。</p> <p>容器型式：上部フランジ円筒型 容器材質：ステンレス鋼 外部容器主要部寸法：長さ約 1,200 mm×外径約 200 mm 試験部容器使用圧力：16 MPa 以下（初期条件） 試験部容器使用温度：使用圧力に対しての飽和温度 大気圧水カプセルの概略図を図 7-13-1～7-13-3 に示す。 高圧水カプセルの概略図を図 7-14 に示す。</p>								
<p>* 未使用カプセルの場合は除く。</p> <p>別表第 17 試験燃料用カプセルの再使用点検の管理基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験燃料用カプセルの種類</th> <th>点検項目</th> <th>管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I - S 型大気圧水カプセル <u>I - T 型大気圧水カプセル</u> III 型大気圧水カプセル</td> <td>組立前寸法点検</td> <td>永久変形量 0.2 %</td> </tr> <tr> <td>VII 型大気圧水カプセル VIII 型大気圧水カプセル B - I 型高圧水カプセル *</td> <td>組立前寸法点検</td> <td>永久変形量 1 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 未照射酸化ウラン燃料実験に使用した試験部容器に限る。</p> <p>別表第 18 ～ 別表第 21 （変更なし）</p> <p>別図（その 1）～ 別図（その 5） （変更なし）</p>				試験燃料用カプセルの種類	点検項目		管理目標値	I - S 型大気圧水カプセル <u>I - T 型大気圧水カプセル</u> III 型大気圧水カプセル	組立前寸法点検	永久変形量 0.2 %	VII 型大気圧水カプセル VIII 型大気圧水カプセル B - I 型高圧水カプセル *	組立前寸法点検	永久変形量 1 %	
試験燃料用カプセルの種類	点検項目	管理目標値												
I - S 型大気圧水カプセル <u>I - T 型大気圧水カプセル</u> III 型大気圧水カプセル	組立前寸法点検	永久変形量 0.2 %												
VII 型大気圧水カプセル VIII 型大気圧水カプセル B - I 型高圧水カプセル *	組立前寸法点検	永久変形量 1 %												

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表

第10編 バックエンド研究施設の管理

令和4年4月

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第10編 バックエンド研究施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>第10編 バックエンド研究施設の管理 目次 ～（変更なし）</p> <p>（要員の配置） 第1条 BECKY技術課長及び工務第1課長は、本体施設の使用、本体施設及び特定施設に係る保安に必要な要員を配置しなければならない。</p> <p>（手引の作成） 第2条 BECKY技術課長は本体施設について、次の各号に掲げる事項に関する手引を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。本体施設の手引の作成及び変更にあたっては、第1編第5条の2に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準の要求事項に基づき行わなければならない。</p> <p>（1）使用の管理に関する事項 （2）保守管理に関する事項 （3）核燃料物質の管理に関する事項 （4）異常時の措置に関する事項</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 工務第1課長は特定施設について、次の各号に掲げる事項に関する手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>（1）運転管理に関する事項 （2）保守管理に関する事項 （3）異常時の措置に関する事項</p> <p>4 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は、前項の同意をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>6 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認をしたとき、工務技術部長は、第3項の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。</p> <p>第3条 ～ 第4条（変更なし）</p>	<p>（許可申請書本文に記載なし。）</p>	<p>左記変更は記載の適正化のみであるため許可との齟齬はない。</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第10編 バックエンド研究施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明										
<p>（使用施設の使用上の制限）</p> <p>第5条 BECKY技術課長は、別表第1-1から1-<u>1.1</u>に掲げるセル、グローブボックス等又は実験室ごとの核燃料物質の最大取扱量を超えて使用してはならない。</p> <p>2 BECKY技術課長は、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所から受け入れた試料（土壌、瓦礫、植物及び汚染水）、原子炉建屋内及びタービン建屋内で採取した試料（金属材料、有機材料、瓦礫及び滞留水）及び汚染水の処理設備の試料（構造物、吸着材、処理水及び汚染水処理に伴う二次廃棄物）（以下「1F汚染物」という。）並びに同発電所内で採取した溶融した燃料成分が構造物を巻き込みながら固化した物、切り株状燃料及び損傷ペレット（以下「1F燃料デブリ」という。）を使用する場合は、各使用場所内の1F汚染物の放射線量と使用済燃料（1F燃料デブリを含む。）の放射線量の合計が、別表第1-1から1-<u>1.1</u>に掲げる最大取扱量を超えて使用してはならない。</p> <p>3 BECKY技術課長は、別表第1-1から1-<u>1.1</u>に掲げるセル、グローブボックス等又は実験室ごとに核燃料物質の種類及び最大取扱量を表示しなければならない。</p> <p>4 BECKY技術課長は、核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、当該核燃料物質の使用の許可を受けた場所で行わなければならない。この場合、内容物が明確に把握できていない核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、セル又はグローブボックスで行わなければならない。</p> <p>5 BECKY技術課長は、使用に供していない核燃料物質のうち、標準試料（核燃料物質の濃度や同位体比を分析する際の基礎となるデータを与えるための試料）、試験用試料、分析用試料等（以下「標準試料等」という。）をセル、グローブボックス等において一定期間保管するときは、次の各号に掲げる事項について確認し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。この場合、保管を可能とする期間は第3条に定める年間使用計画において定める期間の範囲内とする。</p> <p>(1) 保管する期間</p> <p>(2) 保管対象（保管することに合理性を有する標準試料等の種類及び数量）</p> <p>(3) 保管要件（標準試料等の保管による安全性への影響が小さいこと。安全性への影響は、金属容器に収納する等の安全対策を実施した上で、被ばく、汚染等のリスク評価を行うことにより確認する。）</p> <p>6 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>第6条 ～ 第11条（変更なし）</p>	<p>【本文】</p> <p>2. 使用の目的及び方法</p> <p>目的番号1～1.1（記載省略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">目的番号</th> <th style="width: 90%;">使用の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1.2</td> <td>1F燃料デブリの試験 福島第一原子力発電所内で採取した1F燃料デブリ（溶融した燃料成分が構造物を巻き込みながら固化した物、切り株状燃料及び損傷ペレットをいう。以下同じ。）の試験を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">使用の方法</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料試験施設、福島第一原子力発電所等*から搬入された1F燃料デブリの取扱いについては、別添1 1F燃料デブリに係る使用の方法（バックエンド研究施設）参照。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>* 1F燃料デブリの取扱許可のある施設</td> </tr> </tbody> </table>	目的番号	使用の目的	1.2	1F燃料デブリの試験 福島第一原子力発電所内で採取した1F燃料デブリ（溶融した燃料成分が構造物を巻き込みながら固化した物、切り株状燃料及び損傷ペレットをいう。以下同じ。）の試験を行う。		使用の方法		燃料試験施設、福島第一原子力発電所等*から搬入された1F燃料デブリの取扱いについては、別添1 1F燃料デブリに係る使用の方法（バックエンド研究施設）参照。		* 1F燃料デブリの取扱許可のある施設	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （1F燃料デブリに係る記載の追加）</p>
目的番号	使用の目的											
1.2	1F燃料デブリの試験 福島第一原子力発電所内で採取した1F燃料デブリ（溶融した燃料成分が構造物を巻き込みながら固化した物、切り株状燃料及び損傷ペレットをいう。以下同じ。）の試験を行う。											
	使用の方法											
	燃料試験施設、福島第一原子力発電所等*から搬入された1F燃料デブリの取扱いについては、別添1 1F燃料デブリに係る使用の方法（バックエンド研究施設）参照。											
	* 1F燃料デブリの取扱許可のある施設											

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第10編 バックエンド研究施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p style="text-align: center;">（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第11条の4 BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定めることができる。</p> <p>3 BECKY技術課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は、第3項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>6 BECKY技術課長は、第3項の承認を受けたときは、工務第1課長、放射線管理第2課長及び分任施設管理者に通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（保全活動の実施）</p> <p>第11条の5 BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第11条の6 （変更なし）</p> <p style="text-align: center;">（施設管理の有効性評価及び改善）</p> <p>第11条の7 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、バックエンド研究施設（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p>	<p>【共通編 本文】</p> <p style="text-align: center;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～6. 資源の運用管理（記載省略）</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、使用施設等ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・使用施設等に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・使用施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・使用施設等のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・使用施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p> <p>【共通編 本文】</p> <p style="text-align: center;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～4. 品質マネジメントシステム（記載省略）</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与～5.4 計画（記載省略）</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限、5.5.2 管理責任者（記載省略）</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。また、必要に応じて、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置く場合は、その責任及び権限を文書で明確にする。</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>（記載の重複による削除）</p> <p>第11条の4第1項ロ及びニと重複しているため、旧第2項削除に伴う項番号の繰り上げ</p> <p>第11条の4旧第2項削に伴う変更</p> <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>（有効性評価及び改善の明確化）</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第 10 編 バックエンド研究施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>第 12 条 （変更なし） （修理及び改造計画）</p> <p>第 13 条 B E C K Y 技術課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第 55 条の 2 第 1 項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 修理及び改造の内容 ハ 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第 1 項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第 3 項の承認を受けたときは、<u>当該修理及び改造に関係ある課長等及び分任施設管理者</u>に通知しなければならない。</p> <p>6 B E C K Y 技術課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第 55 条の 2 第 1 項</p>	<p>a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の、業務・使用施設等に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。 b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組みを積極的に行えるようにする。 c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。 d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に使用施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。 e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年 1 回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</p> <p>【共通編 本文】</p> <p style="text-align: right;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～6. 資源の運用管理（記載省略） 7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、使用施設等ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。 (2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。 (3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>f) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。） g) 業務・使用施設等に対する品質目標及び要求事項 h) 業務・使用施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性 i) 業務・使用施設等のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準 j) 業務・使用施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するた</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （有効性評価及び改善の明確化）</p> <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （報告及び通知対象の明確化）</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第 10 編 バックエンド研究施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>第 13 条の 2 （変更なし）</p> <p>（保守結果の通知等）</p> <p>第 14 条 原子力施設検査室長は、第 12 条第 5 項及び前条第 5 項の確認を受けたときは、<u>BECKY 技術課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>2 <u>BECKY 技術課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、第 12 条第 5 項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、分任施設管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>BECKY 技術課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、第 13 条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し、前条第 5 項に係る第 1 項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係ある課長等及び分任施設管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</u></p> <p>5 <u>臨界ホット試験技術部長は、第 2 項及び第 3 項の報告並びに前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</u></p> <p>第 15 条 （変更なし）</p>	めに必要な記録	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第10編 バックエンド研究施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）			説明																																																								
<p>第4章 核燃料物質の管理 (使用等の制限)</p> <p>第16条 BECKY技術課長は、核燃料物質又は1F汚染物の受入れ、払出し及び廃棄をしようとするときは、次の各号に掲げるところにより、法第52条の規定により許可を受けた年間予定使用量（以下「年間予定使用量」という。）を超えないようにして行わなければならない。</p> <p>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。また、受け入れようとする1F汚染物の放射エネルギーと1F汚染物の在庫量（放射エネルギー）と使用済燃料（1F燃料デブリを含む。）の在庫量（放射エネルギー）との和が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。</p> <p>(2) 1年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする核燃料物質の量がそれぞれ年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。また、1年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料（1F燃料デブリを含む。）の放射エネルギーの和が年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。</p> <p>2 前項の年間予定使用量は、別表第8に掲げるとおりとする。</p> <p>(核燃料物質の受入)</p> <p>第16条の2 BECKY技術課長は、核燃料物質又は1F汚染物を受け入れるときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</p> <p>(1) 受け入れる年月日</p> <p>(2) 核燃料物質又は1F汚染物の種類及び数量</p> <p>(核燃料物質の払出)</p> <p>第16条の3 BECKY技術課長は、核燃料物質又は1F汚染物を払い出すときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</p> <p>(1) 払い出す年月日</p> <p>(2) 核燃料物質又は1F汚染物の種類及び数量</p> <p>(セル、グローブボックス等で一定期間保管する標準試料等の管理)</p> <p>第16条の4 BECKY技術課長は、セル、グローブボックス等で一定期間保管する標準試料等の保管状態について、定期的に点検しなければならない。</p>	<p>【本文】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量</p> <table border="1" data-bbox="1478 304 2605 1554"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th rowspan="2">予定使用期間</th> <th colspan="2">年間予定使用量***</th> </tr> <tr> <th>最大存在量</th> <th>延べ取扱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然ウラン</td> <td rowspan="10">共通編に記載</td> <td>10kg</td> <td>10kg</td> </tr> <tr> <td>劣化ウラン</td> <td>22.005kg</td> <td>22.005kg</td> </tr> <tr> <td>濃縮ウラン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5%未満</td> <td>52.205kg (²³⁵U量 2,611g)</td> <td>52.205kg (²³⁵U量 2,611g)</td> </tr> <tr> <td>5%以上 20%未満</td> <td>200g (²³⁵U量 40g)</td> <td>200g (²³⁵U量 40g)</td> </tr> <tr> <td>20%以上 46%未満</td> <td>80g (²³⁵U量 36.8g)</td> <td>80g (²³⁵U量 36.8g)</td> </tr> <tr> <td>46%以上 93.3%未満</td> <td>40g (²³⁵U量 37.32g)</td> <td>40g (²³⁵U量 37.32g)</td> </tr> <tr> <td>93.3%以上 98%以下</td> <td>2g (²³⁵U量 1.96g)</td> <td>2g (²³⁵U量 1.96g)</td> </tr> <tr> <td>93%以上 93.5%以下*</td> <td>150g (²³⁵U量 140.25g)</td> <td>150g (²³⁵U量 140.25g)</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム</td> <td></td> <td>1.75kg (密封及び非密封)</td> <td>1.75kg (密封及び非密封)</td> </tr> <tr> <td>ウラン 233</td> <td></td> <td>200g</td> <td>200g</td> </tr> <tr> <td>トリウム</td> <td></td> <td>1kg</td> <td>1kg</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料***</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>UO₂燃料及びMOX燃料 (1F燃料デブリを含む。)</td> <td></td> <td>8.8×10¹⁴Bq</td> <td>8.8×10¹⁴Bq</td> </tr> <tr> <td>照射済分析試料</td> <td></td> <td>1.85×10⁹ Bq (最大 40%FIMA**)</td> <td>1.85×10⁹ Bq (最大 40%FIMA**)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 核分裂計数管用に用いる。 ** %FIMA(Fissions per Initial Metal Atom):初期重金属原子核当たりの核分裂数の百分率 *** 使用済燃料のうち、1F燃料デブリの年間予定使用量については、別添1 1F燃料デブリに係る使用の方法（バックエンド研究施設）参照。</p>	核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量***		最大存在量	延べ取扱量	天然ウラン	共通編に記載	10kg	10kg	劣化ウラン	22.005kg	22.005kg	濃縮ウラン			5%未満	52.205kg (²³⁵ U量 2,611g)	52.205kg (²³⁵ U量 2,611g)	5%以上 20%未満	200g (²³⁵ U量 40g)	200g (²³⁵ U量 40g)	20%以上 46%未満	80g (²³⁵ U量 36.8g)	80g (²³⁵ U量 36.8g)	46%以上 93.3%未満	40g (²³⁵ U量 37.32g)	40g (²³⁵ U量 37.32g)	93.3%以上 98%以下	2g (²³⁵ U量 1.96g)	2g (²³⁵ U量 1.96g)	93%以上 93.5%以下*	150g (²³⁵ U量 140.25g)	150g (²³⁵ U量 140.25g)	プルトニウム		1.75kg (密封及び非密封)	1.75kg (密封及び非密封)	ウラン 233		200g	200g	トリウム		1kg	1kg	使用済燃料***				UO ₂ 燃料及びMOX燃料 (1F燃料デブリを含む。)		8.8×10 ¹⁴ Bq	8.8×10 ¹⁴ Bq	照射済分析試料		1.85×10 ⁹ Bq (最大 40%FIMA**)	1.85×10 ⁹ Bq (最大 40%FIMA**)	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (1F燃料デブリに係る記載の追加)</p>
核燃料物質の種類	予定使用期間			年間予定使用量***																																																								
		最大存在量	延べ取扱量																																																									
天然ウラン	共通編に記載	10kg	10kg																																																									
劣化ウラン		22.005kg	22.005kg																																																									
濃縮ウラン																																																												
5%未満		52.205kg (²³⁵ U量 2,611g)	52.205kg (²³⁵ U量 2,611g)																																																									
5%以上 20%未満		200g (²³⁵ U量 40g)	200g (²³⁵ U量 40g)																																																									
20%以上 46%未満		80g (²³⁵ U量 36.8g)	80g (²³⁵ U量 36.8g)																																																									
46%以上 93.3%未満		40g (²³⁵ U量 37.32g)	40g (²³⁵ U量 37.32g)																																																									
93.3%以上 98%以下		2g (²³⁵ U量 1.96g)	2g (²³⁵ U量 1.96g)																																																									
93%以上 93.5%以下*		150g (²³⁵ U量 140.25g)	150g (²³⁵ U量 140.25g)																																																									
プルトニウム			1.75kg (密封及び非密封)	1.75kg (密封及び非密封)																																																								
ウラン 233		200g	200g																																																									
トリウム		1kg	1kg																																																									
使用済燃料***																																																												
UO ₂ 燃料及びMOX燃料 (1F燃料デブリを含む。)		8.8×10 ¹⁴ Bq	8.8×10 ¹⁴ Bq																																																									
照射済分析試料		1.85×10 ⁹ Bq (最大 40%FIMA**)	1.85×10 ⁹ Bq (最大 40%FIMA**)																																																									

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第10編 バックエンド研究施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明														
<p>（貯蔵）</p> <p>第17条 BECKY技術課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、別表第9に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる種類の核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵し、又は同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>2 BECKY技術課長は、1F汚染物を貯蔵するときは、別表第9に掲げる貯蔵施設のうち核燃料保管室で行うこと。また、核燃料保管室の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料の放射エネルギーの和が、同表に掲げる最大貯蔵量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p><u>3 BECKY技術課長は、1F燃料デブリを貯蔵するときは、別表第9に掲げる貯蔵施設のうちアイソレーションルーム（I）内貯蔵施設で行うこと。また、アイソレーションルーム（I）内貯蔵施設の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料（1F燃料デブリを含む。）の放射エネルギーの和が、同表に掲げる最大貯蔵量を超えて貯蔵してはならない。</u></p> <p>4 BECKY技術課長は、別表第9に掲げる貯蔵設備ごとに最大貯蔵量を表示しなければならない。</p> <p>5 BECKY技術課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、当該核燃料物質の性状、使用履歴、貯蔵時の措置等を記録しなければならない。</p> <p>6 BECKY技術課長は、核燃料物質を貯蔵した容器について、定期的に点検しなければならない。</p>	<p>【本文】</p> <p>8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備 貯蔵施設の位置、構造及び設備を以下に示す。なお、安全上重要な施設は存在しない。</p> <p>8-1 貯蔵施設の位置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">貯蔵施設の位置</td> <td>バックエンド研究施設の地理的状況は、「7-1 使用施設の位置」記載のとおり。 貯蔵施設は実験棟B地下1階のPu・U溶液貯蔵室、1階の核燃料保管室及びアイソレーションルーム（I）内に位置する。 貯蔵施設の位置を図4-4(1)、(3)に示す。</td> </tr> </table> <p>8-2 貯蔵施設の構造</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">貯蔵施設の名称</th> <th style="width: 15%;">構造</th> <th style="width: 15%;">床面積</th> <th style="width: 45%;">設計仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Pu・U溶液貯蔵室</td> <td rowspan="3">鉄筋コンクリート造の耐震・耐火構造</td> <td>約10m²</td> <td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震Bクラスの耐震設計を行う。 ・Pu・U溶液貯蔵室の床には溶液が漏れ出した場合にも容易に回収できるようステンレス鋼製のドリフトレイ構造とする。 ・Pu・U溶液貯蔵室の壁及び核燃料保管室の床及び壁は除染作業が容易な樹脂系材料による仕上げを施す。 ・アイソレーションルーム（I）内貯蔵施設の床はステンレス鋼ライニングを、壁は樹脂系材料による仕上げを施し、除染作業が容易な構造とする。 </td> </tr> <tr> <td>核燃料保管室</td> <td>約20m²</td> </tr> <tr> <td>アイソレーションルーム（I）内貯蔵施設</td> <td>約1m²</td> </tr> </tbody> </table>	貯蔵施設の位置	バックエンド研究施設の地理的状況は、「7-1 使用施設の位置」記載のとおり。 貯蔵施設は実験棟B地下1階のPu・U溶液貯蔵室、1階の核燃料保管室及びアイソレーションルーム（I）内に位置する。 貯蔵施設の位置を図4-4(1)、(3)に示す。	貯蔵施設の名称	構造	床面積	設計仕様	Pu・U溶液貯蔵室	鉄筋コンクリート造の耐震・耐火構造	約10m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震Bクラスの耐震設計を行う。 ・Pu・U溶液貯蔵室の床には溶液が漏れ出した場合にも容易に回収できるようステンレス鋼製のドリフトレイ構造とする。 ・Pu・U溶液貯蔵室の壁及び核燃料保管室の床及び壁は除染作業が容易な樹脂系材料による仕上げを施す。 ・アイソレーションルーム（I）内貯蔵施設の床はステンレス鋼ライニングを、壁は樹脂系材料による仕上げを施し、除染作業が容易な構造とする。 	核燃料保管室	約20m ²	アイソレーションルーム（I）内貯蔵施設	約1m ²	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (アイソレーションルーム(I)内貯蔵施設の追加)</p>
貯蔵施設の位置	バックエンド研究施設の地理的状況は、「7-1 使用施設の位置」記載のとおり。 貯蔵施設は実験棟B地下1階のPu・U溶液貯蔵室、1階の核燃料保管室及びアイソレーションルーム（I）内に位置する。 貯蔵施設の位置を図4-4(1)、(3)に示す。															
貯蔵施設の名称	構造	床面積	設計仕様													
Pu・U溶液貯蔵室	鉄筋コンクリート造の耐震・耐火構造	約10m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震Bクラスの耐震設計を行う。 ・Pu・U溶液貯蔵室の床には溶液が漏れ出した場合にも容易に回収できるようステンレス鋼製のドリフトレイ構造とする。 ・Pu・U溶液貯蔵室の壁及び核燃料保管室の床及び壁は除染作業が容易な樹脂系材料による仕上げを施す。 ・アイソレーションルーム（I）内貯蔵施設の床はステンレス鋼ライニングを、壁は樹脂系材料による仕上げを施し、除染作業が容易な構造とする。 													
核燃料保管室		約20m ²														
アイソレーションルーム（I）内貯蔵施設		約1m ²														

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第10編 バックエンド研究施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）					説明	
<p>第18条 ～ 第26条（変更なし）</p>	8-3 貯蔵施設の設備					<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （アイソレーションルーム（I）内貯蔵施設の追加）</p>	
	貯蔵施設の名称	個数	最大収納量	内容物の物理的・化学的性状	仕様		
	Pu・U溶液貯蔵室 ～ 核燃料保管室（記載省略）						
	アイソレーションルーム（I）内貯蔵施設	貯蔵箱	2基	貯蔵量を表8-1に示す。	<p>物理的性状：固体及び液体 化学的性状： 硝酸プルトニウム 硫酸プルトニウム 硝酸ウラニル 硝酸トリウム 1F燃料デブリ*</p>		<p>使用目的：主に液体状の核燃料物質、液体状及び固体状の1F燃料デブリを貯蔵する。配置を図8-3に示す。 室数：1室/基 室内寸法：巾約34cm×奥行約34cm×高さ約34cm 材料：鉛、炭素鋼等 臨界管理：貯蔵箱2基を単一ユニットとして、Pu-水系の溶液燃料の最小臨界値に安全係数0.43を乗じた核的制限値210g以下になるよう²³⁹Pu換算で質量管理を行う。 核的制限値を表7-1に示す。 貯蔵方法：核燃料物質を容易に漏えいするおそれがない構造の容器に収納した後ビニールバッグにより密封し、さらに開放型の金属容器に収納する。なお、プルトニウム及びプルトニウムを含む核燃料物質が直接接触する容器が金属製以外の場合は、当該容器を容易に漏えいするおそれがない構造の金属容器に収納した上で、上記の措置を講ずる。</p>
	警報設備	「7-3 使用施設の設備」記載のとおり。					
非常用電源設備	「7-3 使用施設の設備」記載のとおり。						
消火設備	「7-3 使用施設の設備」記載のとおり。						
<p>* アイソレーションルーム（I）内貯蔵施設のうち、1F燃料デブリの最大収納量及び内容物の物理的・化学的性状については、別添1 1F燃料デブリに係る使用の方法（バックエンド研究施設）参照。</p>							

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
 第10編 バックエンド研究施設の管理

変更後 (下線部は変更箇所)	許可 (対応箇所抜粋)									説明																																																									
	【本文】									左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (1F燃料デブリに係る記載の追加)																																																									
	表2-1(2) 最大取扱量 鉄セル設備及び鉄セル付属設備																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用場所</th> <th>Pu (g)</th> <th>U (g)</th> <th>²³⁵U (g)</th> <th>Th (g)</th> <th>使用済燃料 (Bq)</th> <th>目的</th> <th>概要</th> <th>主要設備等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄セル1</td> <td rowspan="3">50</td> <td>400 (天然)</td> <td rowspan="3">—</td> <td rowspan="3">5</td> <td rowspan="3">5.0×10⁹</td> <td rowspan="3">鉄セル1 1. 試験試料の受入・保管 2. TRU高温化学試験</td> <td rowspan="3">プルトニウム、使用済燃料等の試験試料を受入れる。 試料の調製及び前処理を行う。</td> <td rowspan="3">・TRU塩化物調製装置</td> <td rowspan="3">実験室 (IV)</td> </tr> <tr> <td>鉄セル2</td> <td>10 (5%未満)</td> </tr> <tr> <td>鉄セル3</td> <td>100 (5%以上20%未満)</td> </tr> <tr> <td>鉄セル3*</td> <td></td> <td>20 (46%以上93.3%未満)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>鉄セル2 TRU高温化学試験</td> <td>プルトニウム、使用済燃料等を含有する溶融塩の電気化学特性試験を行う。</td> <td>・溶融塩電解槽 A/B ・液体金属電極処理装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄セル3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>鉄セル3 TRU高温化学試験</td> <td>プルトニウム、使用済燃料等を含有する各種化合物の高温における化学的特性試験を行う。</td> <td>・酸化還元反応測定装置 ・高温誘導加熱炉</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分析用ボックス</td> <td>10</td> <td>100 (天然) 20 (5%以上20%未満) 10 (46%以上93.3%未満)</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>—</td> <td>TRU高温化学試験</td> <td>プルトニウム、使用済燃料等を含有する各種化合物の高温における化学的特性試験を行う。</td> <td>・TRU化合物熱分析装置 ・高温X線回折装置</td> <td>実験室 (IV)</td> </tr> </tbody> </table>	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³⁵ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	目的	概要		主要設備等	備考	鉄セル1	50	400 (天然)	—	5	5.0×10 ⁹	鉄セル1 1. 試験試料の受入・保管 2. TRU高温化学試験	プルトニウム、使用済燃料等の試験試料を受入れる。 試料の調製及び前処理を行う。	・TRU塩化物調製装置	実験室 (IV)	鉄セル2	10 (5%未満)	鉄セル3	100 (5%以上20%未満)	鉄セル3*		20 (46%以上93.3%未満)				鉄セル2 TRU高温化学試験	プルトニウム、使用済燃料等を含有する溶融塩の電気化学特性試験を行う。	・溶融塩電解槽 A/B ・液体金属電極処理装置		鉄セル3						鉄セル3 TRU高温化学試験	プルトニウム、使用済燃料等を含有する各種化合物の高温における化学的特性試験を行う。	・酸化還元反応測定装置 ・高温誘導加熱炉		分析用ボックス	10	100 (天然) 20 (5%以上20%未満) 10 (46%以上93.3%未満)	—	5	—	TRU高温化学試験	プルトニウム、使用済燃料等を含有する各種化合物の高温における化学的特性試験を行う。	・TRU化合物熱分析装置 ・高温X線回折装置	実験室 (IV)											
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³⁵ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	目的	概要	主要設備等	備考																																																										
鉄セル1	50	400 (天然)	—	5	5.0×10 ⁹	鉄セル1 1. 試験試料の受入・保管 2. TRU高温化学試験	プルトニウム、使用済燃料等の試験試料を受入れる。 試料の調製及び前処理を行う。	・TRU塩化物調製装置	実験室 (IV)																																																										
鉄セル2		10 (5%未満)																																																																	
鉄セル3		100 (5%以上20%未満)																																																																	
鉄セル3*		20 (46%以上93.3%未満)				鉄セル2 TRU高温化学試験	プルトニウム、使用済燃料等を含有する溶融塩の電気化学特性試験を行う。	・溶融塩電解槽 A/B ・液体金属電極処理装置																																																											
鉄セル3						鉄セル3 TRU高温化学試験	プルトニウム、使用済燃料等を含有する各種化合物の高温における化学的特性試験を行う。	・酸化還元反応測定装置 ・高温誘導加熱炉																																																											
分析用ボックス	10	100 (天然) 20 (5%以上20%未満) 10 (46%以上93.3%未満)	—	5	—	TRU高温化学試験	プルトニウム、使用済燃料等を含有する各種化合物の高温における化学的特性試験を行う。	・TRU化合物熱分析装置 ・高温X線回折装置	実験室 (IV)																																																										
	* 3基の鉄セルにおける最大取扱量の合計を示す。																																																																		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第10編 バックエンド研究施設の管理

変更後 (下線部は変更箇所)							許可 (対応箇所抜粋)										説明
別表第1-2 最大取扱量 グローブボックス (1/6)							【本文】 表2-1(3) 最大取扱量 グローブボックス										左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (1F燃料デブリに係る記載の追加)
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	目的	概要	主要設備等	備考	
A-1	0.02	0.2 (天然)* <u>1</u> 0.02 (5%未満)	0.02	0.2	3.7 × 10 ⁶ <u>*5</u>	実験室(VI)	A-1	0.02	0.2 (天然)* 0.02 (5%未満)	0.02	0.2	3.7 × 10 ⁶	再処理プロセス試験 研修生の実習	模擬高レベル廃液を用いた抽出分離試験等を行う。 天然ウランを用いて、溶解・酸化挙動実験、溶媒抽出実験等の核燃料取り扱い実習を行う。		実験室 (VI)	
A-2	1	10 (天然) 1 (5%未満)	1	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	A-2	1	10 (天然) 1 (5%未満)	1	10	3.7 × 10 ⁶	T R U 高温化学試験	プルトニウム、使用済燃料等を含有する各種化合物の調製及び高温熱物性測定等を行う。	・高温熱膨張計	実験室 (VI)	
A-3	1	10 (天然) 1 (5%未満)	1	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	A-3	1	10 (天然) 1 (5%未満)	1	10	3.7 × 10 ⁶	T R U 高温化学試験	プルトニウム、使用済燃料等を含有する各種化合物の組成分析を行う。また、試料の調製及び前処理等を行う。	・M A 元素定量分析装置	実験室 (VI)	
A-4	0.5	5.5(天然) 1 (5%未満)	0.97	7.5	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	A-4	0.5	5.5 (天然) 1 (5%未満)	0.97	7.5	3.7 × 10 ⁶	T R U 高温化学試験	試料の調製及び前処理等を行う。		実験室 (VI)	
A-5	1	10 (天然) 1 (5%未満)	1	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	A-5	1	10 (天然) 1 (5%未満)	1	10	3.7 × 10 ⁶	T R U 高温化学試験	試料の調製及び前処理等を行う。		実験室 (VI)	
A-6	12	5 (天然) 0.2(5%未満)	0.2	2	3.7 × 10 ⁸	実験室(VI)	A-6	12	5 (天然) 0.2 (5%未満)	0.2	2	3.7 × 10 ⁸	レーザー遠隔分光分析試験	プルトニウム等を含有した試料にレーザー光等を照射して分光測定を行う。	・レーザー遠隔分光分析試験装置	実験室 (VI)	
A-7	12	2 (天然) 0.2(5%未満)	0.2	2	3.7 × 10 ⁸	実験室(VI)	A-7	12	2 (天然) 0.2 (5%未満)	0.2	2	3.7 × 10 ⁸	T R U 廃棄物除染試験	T R U 廃棄物除染試験用試料の調製等及び廃液処理を行う。		実験室 (VI)	
A-8	0.1	1 (天然) 0.1(5%未満)	0.1	1	3.7 × 10 ⁶ <u>*5</u>	実験室(VI)	A-8	0.1	1 (天然) 0.1 (5%未満)	0.1	1	3.7 × 10 ⁶	バリア性能試験	人工バリア材及び天然バリア材中のT R U核種の移行挙動について、アルゴンガス雰囲気下で試験を行う。		実験室 (VI)	
A-9	0.5	5 (天然) 0.5(5%未満)	0.5	5	3.7 × 10 ⁶ <u>*5</u>	実験室(VI)	A-9	0.5	5 (天然) 0.5 (5%未満)	0.5	5	3.7 × 10 ⁶	バリア性能試験	人工バリア材及び天然バリア材中のT R U核種の分配係数をバッチ法で測定する。	・バリア性能試験装置	実験室 (VI)	
A-10	0.2	1.5(天然)	0.01	1	—	実験室(VIII)											
A-11, 12 及びA-13* <u>2</u>	0.3	3 (天然)	0.02	1.5	—	実験室(VIII)											
B-1 及び B-2 <u>*3</u>	10	100 (天然)* <u>4</u> 100 (劣化)* <u>4</u> 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 1 (93.3%以上 98%以下)	10	100	3.7 × 10 ⁸	実験室(III)											

*1 研修生の実習では天然ウランのみを使用する。

*2 3基のグローブボックスにおける最大取扱量の合計を示す。

*3 2基のグローブボックスにおける最大取扱量の合計を示す。

*4 研修生の実習では天然ウラン及び劣化ウランのみを使用する。

*5 1F燃料デブリを含む。

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第10編 バックエンド研究施設の管理

変更後 (下線部は変更箇所)							許可 (対応箇所抜粋)							説明		
別表第1-3 最大取扱量 グローブボックス (2/6)							【本文】									
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	目的	概要	主要設備等	備考
B-3 及び B-4 *1	10	100 (天然) *2 100 (劣化) *2 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 1 (93.3%以上 98%以下)	10	100	3.7 × 10 ⁸ *3	実験室(III)	A-10	0.2	1.5 (天然)	0.01	1	—	バリア性能試験	グローブボックス A-12 及び A-13 で行う試験のための試料の調製等を行う。		実験室 (VII)
B-5	0.002	0.1 (天然) 0.1 (5%未満)	—	—	7.4 × 10 ⁷	アイソレーション ルーム(II)上部	A-11, A-12 及び A-13 *	0.3	3 (天然)	0.02	1.5	—	バリア性能試験	(A-11) グローブボックス A-12 へ物品を搬入する。 (A-12, A-13) 人工バリア材及び天然バリア材中のTRU核種の移動挙動、浸出挙動等について、アルゴンガス雰囲気下で試験を行う。		実験室 (VII)
B-6	0.01	1 (天然) 1 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁷	フロッグマン 準備室上部	B-1 及び B-2 **	10	100 (天然) *** 100 (劣化) *** 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 1 (93.3%以上 98%以下)	10	100	3.7 × 10 ⁸	アクチノイド化学試験 研修生の実習	アクチノイドの固体及び溶液試料の分光測定、電気化学測定等を行う。 天然ウラン及び劣化ウランを用いて、溶解・酸化挙動実験、溶媒抽出実験等の核燃料取り扱い実習を行う。		実験室 (III)
B-7	0.01	1 (天然) 1 (劣化) 0.01 (5%未満) 0.01 (5%以上 20%未満) 0.01 (20%以上 46%未満) 0.01 (46%以上 93.3%未満) 0.01 (93.3%以上 98%以下)	0.001	0.01	3.7 × 10 ⁵	実験室(V)	B-3 及び B-4 **	10	100 (天然) *** 100 (劣化) *** 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 1 (93.3%以上 98%以下)	10	100	3.7 × 10 ⁸	再処理プロセス試験 研修生の実習	ウラン、プルトニウム試料溶液を用いた電気化学試験、不溶解残渣の処理等を行う。 天然ウラン及び劣化ウランを用いて、溶解・酸化挙動実験、溶媒抽出実験等の核燃料取り扱い実習を行う。		実験室 (III)
C-1	200	500 (天然) 500 (劣化) 10 (5%未満)	—	10	1.85 × 10 ⁸ *3	実験室(IV)	B-5	0.002	0.1 (天然) 0.1 (5%未満)	—	—	7.4 × 10 ⁷	再処理プロセス試験	化学セル内での溶解試験の際に発生するオフガスの測定等を行う。	・オフガスモニタリング装置	アイソレーション ルーム (II) 上部
C-2	40	1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	1.85 × 10 ⁸ *3	実験室(IV)	B-6	0.01	1 (天然) 1 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁷	再処理プロセス試験	プロセスセル内での使用済燃料の溶解の際に発生するオフガスに含まれるよう素の捕集試験を行う。	・よう素捕集試験装置	フロッグマン 準備室上部
C-4	1	200 (天然) 20 (5%未満)	—	—	1.85 × 10 ⁸	実験室(IV)	* 3基のグローブボックスにおける最大取扱量の合計を示す。 ** 2基のグローブボックスにおける最大取扱量の合計を示す。 *** 研修生の実習では天然ウラン及び劣化ウランのみを使用する。									
C-7	5	1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	1.11 × 10 ⁷ *3	実験室(IV)	表 2-1 (5) 最大取扱量 グローブボックス									
C-8	0.0016	10 (天然) 10 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁶ *3	廃液処理室(VI)	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	目的	概要	主要設備等	備考
*1 2基のグローブボックスにおける最大取扱量の合計を示す。 *2 研修生の実習では天然ウラン及び劣化ウランのみを使用する。 *3 1F燃料デブリを含む。							B-7	0.01	1 (天然) 1 (劣化) 0.01 (5%未満) 0.01 (5%以上 20%未満) 0.01 (20%以上 46%未満) 0.01 (46%以上 93.3%未満) 0.01 (93.3%以上 98%以下)	0.001	0.01	3.7 × 10 ⁵	アクチノイド化学試験	質量分析計の試料導入部を設置する。		実験室 (V)
							C-1	200	500 (天然) 500 (劣化) 10 (5%未満)	—	10	1.85 × 10 ⁸	再処理プロセス試験	再処理プロセス試験で用いる試料の調製及び核燃料物質の小分け並びに発光分析により試料の各種元素分析を行うため、発光分析装置の発光部等を設置する。	・廃液組成分析装置	実験室 (IV)
							C-2	40	1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	1.85 × 10 ⁸	再処理プロセス試験	ガラス器具等を用いて小規模な元素分離試験並びに採取した試料の調製及び前処理等を行う。		実験室 (IV)
							C-4	1	200 (天然) 20 (5%未満)	—	—	1.85 × 10 ⁸	TRU高温化学試験	プルトニウム、使用済燃料を含有する各種化合物試料の表面観察を行う。高温における化学的特性試験を行う。	・走査型電子顕微鏡 ・示差走査熱量計	実験室 (IV)
							C-7	5	1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	1.11 × 10 ⁷	再処理プロセス試験	ウラン共存系でのプルトニウムの原子価による抽出挙動等についての基礎試験を行う。	・小型抽出試験装置	実験室 (IV)
							C-8	0.0016	10 (天然) 10 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁶	再処理プロセス試験	再処理プロセス試験において発生したガラス器具等の汚染物について、除染等を行う。		廃液処理室(VI)

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第10編 バックエンド研究施設の管理

変更後 (下線部は変更箇所)							許可 (対応箇所抜粋)									説明	
別表第1-4 最大取扱量 グローブボックス (3/6)							【本文】 表2-1(6) 最大取扱量 グローブボックス									左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (1F燃料デブリに係る記載の追加)	
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	目的	概要	主要設備等		備考
D-1	5	5 (天然) 5 (劣化) 5 (5%未満) 5 (5%以上 20%未満)	5	5	1.85×10 ⁷ <u>*1</u>	分析室(II)	D-1	5	5 (天然) 5 (劣化) 5 (5%未満) 5 (5%以上 20%未満)	5	5	1.85×10 ⁷	分析	滴定法により硝酸、ウラン濃度等を分析する。このため電極部等を設置する。			分析室 (II)
D-2	1	1 (天然) 1 (劣化) 1 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	1.85×10 ⁷ <u>*1</u>	分析室(II)	D-2	1	1 (天然) 1 (劣化) 1 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	1.85×10 ⁷	分析	吸光度法によりウラン、プルトニウム濃度等を測定する。このため測定試料を収納するセル及び光ファイバーを設置する。			分析室 (II)
D-3	1	1 (天然) 1 (劣化) 1 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	1.85×10 ⁷ <u>*1</u>	分析室(II)	D-3	1	1 (天然) 1 (劣化) 1 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	1.85×10 ⁷	分析	ガラス器具等を用いて分析試料の調製、分析等を行う。			分析室 (II)
D-4	1	1 (天然) 1 (劣化) 1 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	1.85×10 ⁷ <u>*1</u>	分析室(III)	D-4	1	1 (天然) 1 (劣化) 1 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	1.85×10 ⁷	分析	発光分析により試料の各種元素分析を行うため、発光分析装置の発光部等を設置する。			分析室 (III)
D-5	1	1 (天然) 1 (劣化) 1 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満) 0.01 (93.3%以上 98%以下)	1	1	3.7 × 10 ⁵ <u>*1</u>	分析室(IV)	D-5	1	1 (天然) 1 (劣化) 1 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満) 0.01 (93.3%以上 98%以下)	1	1	3.7 × 10 ⁵	分析	質量分析用フィラメントへの試料の塗布等を行う。	・前処理装置		分析室 (IV)
D-6	1	1 (天然) 1 (劣化) 1 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満) 0.01 (93.3%以上 98%以下)	1	1	3.7 × 10 ⁵ <u>*1</u>	分析室(IV)	D-6	1	1 (天然) 1 (劣化) 1 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満) 0.01 (93.3%以上 98%以下)	1	1	3.7 × 10 ⁵	分析	質量分析計の試料導入部を設置する。			分析室 (IV)
*1 1F燃料デブリを含む。																	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第10編 バックエンド研究施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）						許可（対応箇所抜粋）									説明		
別表第1-5 最大取扱量 グローブボックス（4/6）						【本文】 表2-1(7) 最大取扱量 グローブボックス									左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （分析室（I）の核燃料物質使用施設への追加及び1F燃料デブリに係る記載の追加）		
使用場所	<u>Pu</u> (g)	<u>U</u> (g)	<u>²³³U</u> (g)	<u>Th</u> (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	使用場所	<u>Pu</u> (g)	<u>U</u> (g)	<u>²³³U</u> (g)	<u>Th</u> (g)	使用済燃料 (Bq)	目的	概要		主要設備等	備考
D-7	—	2,000 (5%未満)	—	—	—	分析室(I)	D-7	—	2,000 (5%未満)	—	—	—	デブリ模擬体調製	デブリ模擬体試料の成型等を行う。		・圧縮成型機	分析室（I）
D-8	<u>1</u>	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 10 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満)	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3.7 × 10⁷</u> <u>*2</u>	分析室(I)	D-8	1	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 10 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満)	1	1	3.7 × 10 ⁷	分析	ガラス器具等を用いて分析試料の調製、分析等を行う。			分析室（I）
D-9 及び D-10 <u>*1</u>	<u>0.1</u>	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3.7 × 10⁶</u> <u>*2</u>	分析室(I)	D-9 及び D-10 *	0.1	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	3.7 × 10 ⁶	分析	(D-9) 分析室（I）で使用する試料を同室内の他のグローブボックスに搬送するため、試料搬送装置を設置する。 (D-10) 試料搬送装置の保守等を行う。		・試料搬送装置	分析室（I）
D-11	<u>1</u>	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3.7 × 10⁷</u> <u>*2</u>	分析室(I)	D-11	1	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	3.7 × 10 ⁷	分析	ガラス器具等を用いて分析試料の調製、分析等を行う。			分析室（I）
D-13	<u>1</u>	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3.7 × 10⁷</u> <u>*2</u>	分析室(I)	D-13	1	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	3.7 × 10 ⁷	分析	ガラス器具等を用いて分析試料の調製、分析等を行う。			分析室（I）
*1 2基のグローブボックスにおける最大取扱量の合計を示す。						* 2基のグローブボックスにおける最大取扱量の合計を示す。											
*2 1F燃料デブリを含む。																	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第10編 バックエンド研究施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）							許可（対応箇所抜粋）									説明	
別表第1-6 最大取扱量 グローブボックス（5/6）							【本文】									左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （分析室（I）の核燃料物質使用施設への追加及び1F燃料デブリに係る記載の追加）	
							表2-1(8) 最大取扱量 グローブボックス										
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	目的	概要	主要設備等		備考
D-14	<u>1</u>	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) <u>1 (5%以上 20%未満)</u> <u>1 (20%以上 46%未満)</u> <u>1 (46%以上 93.3%未満)</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3.7 × 10⁷</u> <u>*1</u>	分析室(I)	D-14	1	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	3.7 × 10 ⁷	分析	ガラス器具等を用いて分析試料の調製、分析等を行う。			分析室（I）
D-15	<u>1</u>	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) <u>1 (5%以上 20%未満)</u> <u>1 (20%以上 46%未満)</u> <u>1 (46%以上 93.3%未満)</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3.7 × 10⁷</u> <u>*1</u>	分析室(I)	D-15	1	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	3.7 × 10 ⁷	分析	ガラス器具等を用いて分析試料の調製、分析等を行う。			分析室（I）
D-16	<u>—</u>	<u>2,000 (5%未満)</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	分析室(I)	D-16	—	2,000 (5%未満)	—	—	—	デブリ模擬体調製	デブリ模擬体試料の粉末混合粉碎、焼結等を行う。	・焼結機 ・粉末混合粉碎機		分析室（I）
D-17	<u>1</u>	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) <u>1 (5%以上 20%未満)</u> <u>1 (20%以上 46%未満)</u> <u>1 (46%以上 93.3%未満)</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3.7 × 10⁷</u> <u>*1</u>	分析室(I)	D-17	1	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	3.7 × 10 ⁷	分析	ガラス器具等を用いて分析試料の調製、分析等を行う。			分析室（I）
D-19	<u>1</u>	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) <u>1 (5%以上 20%未満)</u> <u>1 (20%以上 46%未満)</u> <u>1 (46%以上 93.3%未満)</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3.7 × 10⁷</u> <u>*1</u>	分析室(I)	D-19	1	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	3.7 × 10 ⁷	分析	ガラス器具等を用いて分析試料の調製、分析等を行う。		分析室（I）	
D-20	<u>1</u>	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3.7 × 10⁷</u> <u>*1</u>	分析室(I)	D-20	1	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	3.7 × 10 ⁷	分析	ガラス器具等を用いて分析試料の調製、分析等を行う。		分析室（I）	
*1 1F燃料デブリを含む。																	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第10編 バックエンド研究施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）							許可（対応箇所抜粋）									説明	
別表第1-7 最大取扱量 グローブボックス（6/6）							【本文】									左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （分析室（I）の核燃料物質使用施設への追加及び1F燃料デブリに係る記載の追加）	
							表2-1(9) 最大取扱量 グローブボックス										
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	目的	概要	主要設備等		備考
D-20	<u>1</u>	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) <u>1 (5%以上 20%未満)</u> <u>1 (20%以上 46%未満)</u> <u>1 (46%以上 93.3%未満)</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3.7 × 10⁷</u> <u>*1</u>	分析室(I)	D-21	1	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	3.7 × 10 ⁷	分析	ガラス器具等を用いて分析試料の調製、分析等を行う。	・水分分析装置		分析室(1)
D-21	<u>1</u>	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) <u>1 (5%以上 20%未満)</u> <u>1 (20%以上 46%未満)</u> <u>1 (46%以上 93.3%未満)</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3.7 × 10⁷</u> <u>*1</u>	分析室(I)	D-22	1	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	3.7 × 10 ⁷	分析	ガラス器具等を用いて分析試料の調製、分析等を行う。	・熱分析装置		分析室(1)
D-22	<u>1</u>	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) <u>1 (5%以上 20%未満)</u> <u>1 (20%以上 46%未満)</u> <u>1 (46%以上 93.3%未満)</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3.7 × 10⁷</u> <u>*1</u>	分析室(I)	D-23	1	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	3.7 × 10 ⁷	分析	ガラス器具等を用いて分析試料の調製、分析等を行う。			分析室(1)
D-23	<u>1</u>	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) <u>1 (5%以上 20%未満)</u> <u>1 (20%以上 46%未満)</u> <u>1 (46%以上 93.3%未満)</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>3.7 × 10⁷</u> <u>*1</u>	分析室(I)											
*1 1F燃料デブリを含む。																	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第10編 バックエンド研究施設の管理

変更後 (下線部は変更箇所)							許可 (対応箇所抜粋)									説明	
別表第1-8 最大取扱量 フード (1/3)							【本文】									左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (分析室(I)の核燃料物質使用施設への追加及び1F燃料デブリに係る記載の追加)	
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	表2-1(10) 最大取扱量 フード										
H-1	—	2,000 (天然) 6,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	<u>3.7 × 10⁸</u>	実験室(IV)	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	目的	概要	主要設備等		備考
H-2	0.01	2,000 (天然) 2,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	<u>3.7 × 10⁸</u>	実験室(IV) グローブ付	H-1	—	2,000 (天然) 6,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	3.7×10 ⁸	再処理プロセス試験	ガラス器具等を用いて再処理プロセス試験用試料の調製、小規模な化学分離試験等を行う。			実験室 (IV)
H-3	0.0016	100 (天然) 10 (5%未満)	—	—	<u>7.4 × 10⁷</u>	実験室(IV)	H-2	0.01	2,000 (天然) 2,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	3.7×10 ⁸	再処理プロセス試験	ガラス器具等を用いて再処理プロセス試験用試料の調製、小規模な化学分離試験等を行う。			実験室 (IV) グローブ付
H-4	—	100 (天然) 10 (5%未満)	—	—	<u>7.4 × 10⁷</u>	実験室(IV)	H-3	0.0016	100 (天然) 10 (5%未満)	—	—	7.4×10 ⁷	再処理プロセス試験	ガラス器具等を用いて再処理プロセス試験用試料の調製、小規模な化学分離試験等を行う。			実験室 (IV)
H-5	0.0016	100 (天然) 100 (劣化)	0.01	100	<u>3.7 × 10⁸</u>	実験室(IV)	H-4	—	100 (天然) 10 (5%未満)	—	—	7.4×10 ⁷	TRU高温化学試験	ガラス器具等を用いてTRU高温化学試験用試料の調製等を行う。			実験室 (IV)
H-6	—	100 (天然) 100 (劣化)	—	100	<u>3.7 × 10⁸</u>	実験室(IV)	H-5	0.0016	100 (天然) 100 (劣化)	0.01	100	3.7×10 ⁸	再処理プロセス試験	ガラス器具等を用いて再処理プロセス試験用試料の調製、小規模な化学分離試験等を行う。			実験室 (IV)
H-7	—	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満)	—	100	<u>3.7 × 10⁸</u>	実験室(III)	H-6	—	100 (天然) 100 (劣化)	—	100	3.7×10 ⁸	再処理プロセス試験	ガラス器具等を用いて再処理プロセス試験用試料の調製、小規模な化学分離試験等を行う。			実験室 (IV)
H-8	—	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満)	—	100	<u>3.7 × 10⁸</u>	実験室(III)	H-7	—	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満)	—	100	3.7×10 ⁸	アクチノイド化学試験	ガラス器具等を用いて再処理プロセス試験用試料の調製、小規模なアクチノイドの固体及び溶液試料の分光測定、電気化学測定等を行う。			実験室 (III)
H-9	0.0016	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1(93.3%以上 98%以下)	0.01	100	<u>2.24 × 10⁸</u>	実験室(III)	H-8	—	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満)	—	100	3.7×10 ⁸	アクチノイド化学試験	ガラス器具等を用いて再処理プロセス試験用試料の調製、小規模な化学分離試験等を行う。		実験室 (III)	
							表2-1(11) 最大取扱量 フード										
							使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	目的	概要	主要設備等	備考	
							H-9	0.0016	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	100	2.24×10 ⁸ *	アクチノイド分析化学基礎試験	ガラス器具等を用いて試料調製等を行う。		実験室 (III)	
							H-10	0.0016	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	100	2.24×10 ⁸ *	アクチノイド分析化学基礎試験	ガラス器具等を用いて試料調製等を行う。		実験室 (III)	
							H-11	—	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満)	—	100	3.7×10 ⁸	アクチノイド分析化学基礎試験	ガラス器具等を用いて試料調製等を行う。		実験室 (III)	
							H-12	0.0016	20 (天然) 20 (5%未満)	0.001	10	3.7×10 ⁸	TRU廃棄物除染試験	ガラス器具等を用いてTRU廃棄物除染試験用試料の分析等を行う。		実験室 (VI)	
							H-13	0.0016	20 (天然) 20 (5%未満)	0.001	10	3.7×10 ⁸	TRU高温化学試験	各種化合物のα放射能測定を行う。ガラス器具等を用いて試料の調製等を行う。		実験室 (VI)	
							H-14	—	20 (天然) 20 (5%未満)	—	10	3.7×10 ⁸	再処理プロセス試験	ガラス器具等を用いて再処理プロセス試験用試料の調製、小規模な化学分離試験等を行う。		実験室 (VI)	
							H-15	—	20 (天然) 20 (5%未満)	—	10	3.7×10 ⁸	バリア性能試験	ガラス器具等を用いてTRU廃棄物試験用試料の調製等を行う。		実験室 (VI)	
							H-16	—	20 (天然) 20 (5%未満)	—	10	3.7×10 ⁸	バリア性能試験	ガラス器具等を用いてTRU廃棄物試験用試料の調製等を行う。		実験室 (VI)	

*1 照射済分析試料含む。

*2 1F燃料デブリを含む。

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第10編 バックエンド研究施設の管理

変更後 (下線部は変更箇所)							許可 (対応箇所抜粋)									説明
別表第1-9 最大取扱量 フード (2/3)							【本文】 表2-1(12) 最大取扱量 フード									
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	目的	概要	主要設備等	備考
H-10	0.0016	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1(93.3%以上 98%以下)	0.01	100	2.24 × 10 ⁸ <u>*1</u>	実験室(III)	H-17	0.0016	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	10	3.7 × 10 ⁶	分析	ガラス器具等を用いて分析試料の調製、分析等を行う。		分析室 (II)
H-11	—	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満)	—	100	3.7 × 10 ⁸	実験室(III)	H-18	—	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	—	10	3.7 × 10 ⁶	分析	ガラス器具等を用いて分析試料の調製、分析等を行う。		分析室 (II)
H-12	0.0016	20 (天然) 20 (5%未満)	0.001	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	H-19	—	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	—	10	3.7 × 10 ⁶	アクチノイド化学試験	ガラス器具等を用いて試料調製、小規模なアクチノイドの固体及び溶液試料の分光測定、電気化学測定等を行う。		実験室 (V)
H-13	0.0016	20 (天然) 20 (5%未満)	0.001	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	H-20	—	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	—	10	3.7 × 10 ⁶	アクチノイド化学試験	ガラス器具等を用いて試料調製、小規模なアクチノイドの固体及び溶液試料の分光測定、電気化学測定等を行う。		実験室 (V)
H-14	—	20 (天然) 20 (5%未満)	—	10	3.7 × 10 ⁶ <u>*2</u>	実験室(VI)	H-22	0.0016	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	10	3.7 × 10 ⁶	分析	ガラス器具等を用いて分析試料の調製、分析等を行う。		分析室 (I)
H-15	—	20 (天然) 20 (5%未満)	—	10	3.7 × 10 ⁶ <u>*2</u>	実験室(VI)										
H-16	—	20 (天然) 20 (5%未満)	—	10	3.7 × 10 ⁶ <u>*2</u>	実験室(VI)										
H-17	0.0016	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1(93.3%以上 98%以下)	0.01	10	3.7 × 10 ⁶ <u>*2</u>	分析室(II)										
H-18	—	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1(93.3%以上 98%以下)	—	10	3.7 × 10 ⁶ <u>*2</u>	分析室(II)										

*1 照射済分析試料含む。

*2 1F燃料デブリを含む。

左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。
(1F燃料デブリに係る記載の追加)

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第10編 バックエンド研究施設の管理

変更後 (下線部は変更箇所)							許可 (対応箇所抜粋)									説明	
別表第1-10 最大取扱量 フード (3/3)							【本文】									左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (分析室(I)の核燃料物質使用施設への追加及び1F燃料デブリに係る記載の追加)	
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	表2-1 (12) 最大取扱量 フード										
H-19	—	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1(93.3%以上 98%以下)	—	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(V)	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	目的	概要	主要設備等		備考
H-20	—	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1(93.3%以上 98%以下)	—	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(V)	H-17	0.0016	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	10	3.7×10 ⁶	分析	ガラス器具等を用いて分析試料の調製、分析等を行う。			分析室 (II)
H-22	0.0016	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1(93.3%以上 98%以下)	0.01	10	3.7 × 10 ⁶ *1	分析室(I)	H-18	—	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	—	10	3.7×10 ⁶	分析	ガラス器具等を用いて分析試料の調製、分析等を行う。			分析室 (II)
H-23	0.0016	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1(93.3%以上 98%以下)	0.01	10	3.7 × 10 ⁶ *1	分析室(I)	H-19	—	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	—	10	3.7×10 ⁶	アクチノイド化学試験	ガラス器具等を用いて試料調製、小規模なアクチノイドの固体及び溶液試料の分光測定、電気化学測定等を行う。			実験室 (V)
H-24	0.0016	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1(93.3%以上 98%以下)	0.01	10	3.7 × 10 ⁶ *1	分析室(I)	H-20	—	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	—	10	3.7×10 ⁶	アクチノイド化学試験	ガラス器具等を用いて試料調製、小規模なアクチノイドの固体及び溶液試料の分光測定、電気化学測定等を行う。			実験室 (V)
H-25	0.00016	100 (天然) 100 (劣化)	—	—	3.7 × 10 ⁶ *1	廃液処理室 (VI)	H-22	0.0016	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	10	3.7×10 ⁶	分析	ガラス器具等を用いて分析試料の調製、分析等を行う。			分析室 (I)
*1 1F燃料デブリを含む。							表2-1 (13) 最大取扱量 フード										
							使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	目的	概要	主要設備等		備考
							H-23	0.0016	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	10	3.7×10 ⁶	分析	ガラス器具等を用いて分析試料の調製、分析等を行う。		分析室 (I)	
							H-24	0.0016	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	10	3.7×10 ⁶	分析	ガラス器具等を用いて分析試料の調製、分析等を行う。		分析室 (I)	
							H-25	0.00016	100 (天然) 100 (劣化)	—	—	3.7×10 ⁶	再処理プロセス試験	ガラス器具等を用いて再処理プロセス試験用試料の調製、小規模な化学分離試験等を行う。		廃液処理室 (VI)	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第10編 バックエンド研究施設の管理

変更後 (下線部は変更箇所)							許可 (対応箇所抜粋)										説明
別表第1-11 最大取扱量 実験室							【本文】 表2-1(14) 最大取扱量 実験室										左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (分析室(I)の核燃料物質使用施設への追加、1F燃料デブリに係る記載の追加及び実験室(VII)-1及び(VII)-2への固体封入試料の追加)
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	目的	概要	主要設備等	備考	
実験室(IV) *1	0.00016	2 (天然) 2 (劣化) 2 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁴ *2	焼き付け、封入	実験室(IV)*	0.00016	2 (天然) 2 (劣化) 2 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁴	再処理プロセス試験	再処理プロセス試験試料中の放射能測定を行う。	・放射能測定装置	焼き付け、封入	
実験室(VI) *1	0.00016	1 (天然) 1 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁵ *2	焼き付け、封入	実験室(VI)*	0.00016	1 (天然) 1 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁵	バリア性能試験	バリア材試料の同定分析を行う。	・走査型電子顕微鏡 ・X線回折装置	焼き付け、封入	
実験室(VII)-1	18	100 (天然) 100 (5%未満) 100 (5%以上20%未満) 150 (93%以上93.5%以下)	100	100	—	固体密封、 固体封入*3	実験室(VII)-1	18	100 (天然) 100 (5%未満) 100 (5%以上20%未満) 150 (93%以上93.5%以下)	100	100	—	TRU計測試験	中性子照射によりTRU模擬試験体中の核分裂性物質を核分裂させ、その際発生する中性子及びガンマ線を測定する。また、自発核分裂中性子及び(α、n)反応による中性子を測定する。	・TRU非破壊測定試験装置	固体密封、 固体封入**	
実験室(VII)-2	18	100 (天然) 100 (5%未満) 100 (5%以上20%未満)	100	100	—	固体密封、 固体封入*3	実験室(VII)-2	18	100 (天然) 100 (5%未満) 100 (5%以上20%未満)	100	100	—	TRU計測試験	TRU模擬試験体の充填状態を測定する。	・試験体内部測定試験装置	固体密封、 固体封入**	
分析室(I) *1	0.00016	2 (天然) 2 (劣化) 2,000 (5%未満) 2 (5%以上20%未満) 1 (20%以上46%未満) 1 (46%以上93.3%未満) 0.01(93.3%以上98%以下)	0.001	1	3.7 × 10 ⁴ *2	封入、 圧縮成型、 焼結	分析室(I)*	0.00016	2 (天然) 2 (劣化) 2,000 (5%未満) 2 (5%以上20%未満) 1 (20%以上46%未満) 1 (46%以上93.3%未満) 0.01 (93.3%以上98%以下)	0.001	1	3.7 × 10 ⁴	分析並びにデブリ模擬体試料の封入及び取出し	分析試料中の放射能測定を行う。また、デブリ模擬体試料のデブリ模擬体挿入管への封入及び取出しを行う。	・放射能測定装置	封入、 圧縮成型、 焼結	
分析室(II) *1	0.00016	2 (天然) 2 (劣化) 2 (5%未満) 2 (5%以上20%未満) 1 (20%以上46%未満) 1 (46%以上93.3%未満) 0.01(93.3%以上98%以下)	0.001	1	3.7 × 10 ⁴ *2	焼き付け、封入	分析室(II)*	0.00016	2 (天然) 2 (劣化) 2 (5%未満) 2 (5%以上20%未満) 1 (20%以上46%未満) 1 (46%以上93.3%未満) 0.01 (93.3%以上98%以下)	0.001	1	3.7 × 10 ⁴	分析	分析試料中の放射能測定及び核種の同定分析を行う。	・放射能測定装置 ・質量分析計	焼き付け、封入	
精密測定室	0.00016	5 (天然)	0.001	1	3.7 × 10 ⁵ *2	焼き付け、封入	精密測定室	0.00016	5 (天然)	0.001	1	3.7 × 10 ⁵	バリア性能試験	バリア材試料について、元素分析を行う。	・X線光電子分析装置 ・質量分析計 ・放射能測定装置	焼き付け、封入	

*1 グローブボックス及びフードの取扱量を除く。

*2 1F燃料デブリを含む。

*3 実験室(VII)-1及び実験室(VII)-2において封入された状態で取り扱う核燃料物質は濃縮ウラン(ペレット)のみ。

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第10編 バックエンド研究施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）			許可（対応箇所抜粋）	説明	
別表第2 警報装置の作動条件			【本文】 7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備	左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (STACY施設の溢水対策を受けた見直しに伴う変更)	
区分	警報装置	作動条件	警報設備 (一部は原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用、又は STACY 施設と共用)		
本 体 施 設	セル等負圧	コンクリートセル	サービスエリアに対し 49Pa 以下 490Pa 以上		1 式 施設の運転状態に異常が生じた時、速やかに異常を検知し、警報を発するための設備。 警報発報場所：現場盤で発するとともに設備、機器を集中的に監視する場所でも発することを原則とする。集中的な監視は、制御室(C) ^{*1} 及び工務監視室 ^{*1} で行う。なお、送排風機、圧縮空気の圧力、排気筒の放射性物質の濃度、液位及び温度に異常が生じた時、並びに漏えい及び停電時には、管理棟の副警報盤 ^{*1} で、また、火災については管理棟の火災受信機 ^{*1} で警報を発する。 負圧異常 警報作動条件：コンクリートセル、鉄セル、分析用ボックス、サービスルーム、グローブボックス、メンテナンスボックス、サンプリングボックス及びアイソレーションルーム(II)の負圧が設定範囲外になった時 監視対象：コンクリートセル、鉄セル、分析用ボックス、サービスルーム、グローブボックス、メンテナンスボックス、サンプリングボックス及びアイソレーションルーム(II) 表示場所：制御室(C) ^{*1} 、工務監視室 ^{*1} 、現場盤 ^{*3} 送排風機異常 警報作動条件：送排風機の過負荷時、又は異常停止時 監視対象：気体廃棄施設の送排風機 表示場所：制御室(C) ^{*1} 、工務監視室 ^{*1} 、現場盤 ^{*2} 、副警報盤 ^{*1} 圧空異常 警報作動条件：圧縮空気の圧力が設定値以下になった時 監視対象：空気槽 表示場所：制御室(C) ^{*1} 、工務監視室 ^{*1} 、現場盤 ^{*1} 、副警報盤 ^{*1} 水素希釈流量異常 警報作動条件：水素を希釈する空気流量が設定値以下になった時 監視対象：高レベル廃液貯槽 表示場所：制御室(C) ^{*1} 、現場盤 放射性物質濃度異常 警報作動条件：排気筒の放射性物質の濃度が設定値以上になった時(アルファ線、ベータ(ガンマ)線、よう素、希ガス) 監視対象：排気筒内排気 表示場所：放射線監視盤 ^{*1} 、副警報盤 ^{*1}
		アイソレーションルーム(II)	サービスエリアに対し 49Pa 以下 490Pa 以上		
		鉄セル	室内に対し 49Pa 以下 490Pa 以上		
		サービスルーム	室内に対し 49Pa 以下 490Pa 以上		
	グローブボックス等負圧 *1	室内に対し 49Pa 以下 490Pa 以上			
	グローブボックス、分析用ボックス内温度	60℃以上			
	セル内温度	60℃以上			
	抽出器(III)温度	65℃以上			
	溶媒洗浄器温度	65℃以上			
	加熱用蒸気温度	135℃以上			
	ドリップ トレイ 液位	コンクリートセル	70mm 以上		
		グローブボックス	30mm 以上		
		Pu・U溶液貯蔵室	70mm 以上		
		廃液貯槽室 *2	70mm 以上		
	Pu貯槽液量	60ℓ以上			
	U貯槽液量	110ℓ以上			
	排風機	排風機異常停止			
	高レベル廃液貯槽水素希釈用空気流量	250ℓ/h 以下			
有機廃液貯槽温度	60℃以上				
高レベル廃液貯槽液量	1m ³ 以上				
有機廃液貯槽液量	1m ³ 以上				
特 定 施 設	非常用電源	非常用電源異常停止			
	送排風機	送排風機異常停止			
	中レベル廃液貯槽液位	2000mm 以上			
	低レベル廃液貯槽液位	2500mm 以上			
	極低レベル廃液貯槽液位	<u>2160</u> mm 以上			
	集水槽(II)、排水槽(II)液位	500mm 以上			
	排水ピット 液位	廃液貯槽室(VI)-1	0.2 m以上		
		廃液貯槽室(VII)	0.35m以上		
廃液貯槽室(VIII)		0.35m以上			
廃液貯槽室(VIII)床下部		0.2 m以上			
圧縮空気圧力	490kPa 以下 (5kg/cm ² G以下)				

*1 メンテナンスボックス、サンプリングボックス及び分析用ボックスを含む。

*2 廃液貯槽室(VI)-2～6

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第10編 バックエンド研究施設の管理

変更後 (下線部は変更箇所)	許可 (対応箇所抜粋)	説明			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1469 273 1736 441"> <p>警報設備 (一部は原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用、又は STACY 施設と共用)</p> </td> <td data-bbox="1736 273 1825 1911"> <p>1 式</p> </td> <td data-bbox="1825 273 2567 1911"> <p>液位異常 警報作動条件：廃液貯槽の液位が設定値以上になった時 監視対象：中レベル廃液貯槽、低レベル廃液貯槽、極低レベル廃液貯槽、集水槽(Ⅱ)、排水槽(Ⅱ) 表示場所：制御室(C)^{※1}、工務監視室^{※1}、現場盤^{※1、※3}、副警報盤^{※1}</p> <p>溶液の漏えい 警報作動条件：コンクリートセル、グローブボックス、貯槽室等のドリフトレイ又は防液堤の液位が設定値以上になった時 監視対象：プロセスセル、化学セル、グローブボックス*、貯槽室等のドリフトレイ又は防液堤 表示場所：制御室(C)^{※1}、工務監視室^{※1}、現場盤^{※2}、副警報盤^{※1} (* A-1, A-5~A-9)</p> <p>温度異常Ⅰ 警報作動条件：有機溶媒の温度が設定値以上になった時 監視対象：有機廃液貯槽(Ⅰ)、(Ⅱ)、抽出器(Ⅲ)、溶媒洗浄器 表示場所：制御室(C)^{※1}、現場盤、副警報盤^{※1}</p> <p>温度異常Ⅱ 警報作動条件：加熱用媒体の温度が設定値以上になった時 監視対象：高レベル蒸発缶、中高レベル蒸発缶 表示場所：制御室(C)^{※1}、現場盤</p> <p>セル・グローブボックス内温度異常 警報作動条件：セル・グローブボックス内の温度が設定値以上になった時 監視対象：プロセスセル、化学セル、鉄セル、分析用ボックス、有機溶媒又は加熱源を使用するグローブボックス** 表示場所：制御室(C)^{※1}、現場盤^{※3} (** A-1~A-7, B-1~B-6, C-1, C-2, C-4, C-7, D-2, D-4, D-5, D-8, D-11, D-13~D-17, D-19~D-23)</p> <p>停電 警報作動条件：商用電源が停電した時 監視対象：非常用電源系の商用電源受電端 表示場所：制御室(C)^{※1}、工務監視室^{※1}、副警報盤^{※1}</p> <p>火災 警報作動条件：感知器が火災を検出した時、又は発信鈕を押した時 監視対象：消防法に基づく建家内各所 表示場所：火災受信機^{※1}、建家内各所、制御室(C)^{※1}</p> <p>(※1：原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用) (※2：一部は原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用) (※3：一部は原子炉施設である STACY 施設と共用)</p> </td> </tr> </table>	<p>警報設備 (一部は原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用、又は STACY 施設と共用)</p>	<p>1 式</p>	<p>液位異常 警報作動条件：廃液貯槽の液位が設定値以上になった時 監視対象：中レベル廃液貯槽、低レベル廃液貯槽、極低レベル廃液貯槽、集水槽(Ⅱ)、排水槽(Ⅱ) 表示場所：制御室(C)^{※1}、工務監視室^{※1}、現場盤^{※1、※3}、副警報盤^{※1}</p> <p>溶液の漏えい 警報作動条件：コンクリートセル、グローブボックス、貯槽室等のドリフトレイ又は防液堤の液位が設定値以上になった時 監視対象：プロセスセル、化学セル、グローブボックス*、貯槽室等のドリフトレイ又は防液堤 表示場所：制御室(C)^{※1}、工務監視室^{※1}、現場盤^{※2}、副警報盤^{※1} (* A-1, A-5~A-9)</p> <p>温度異常Ⅰ 警報作動条件：有機溶媒の温度が設定値以上になった時 監視対象：有機廃液貯槽(Ⅰ)、(Ⅱ)、抽出器(Ⅲ)、溶媒洗浄器 表示場所：制御室(C)^{※1}、現場盤、副警報盤^{※1}</p> <p>温度異常Ⅱ 警報作動条件：加熱用媒体の温度が設定値以上になった時 監視対象：高レベル蒸発缶、中高レベル蒸発缶 表示場所：制御室(C)^{※1}、現場盤</p> <p>セル・グローブボックス内温度異常 警報作動条件：セル・グローブボックス内の温度が設定値以上になった時 監視対象：プロセスセル、化学セル、鉄セル、分析用ボックス、有機溶媒又は加熱源を使用するグローブボックス** 表示場所：制御室(C)^{※1}、現場盤^{※3} (** A-1~A-7, B-1~B-6, C-1, C-2, C-4, C-7, D-2, D-4, D-5, D-8, D-11, D-13~D-17, D-19~D-23)</p> <p>停電 警報作動条件：商用電源が停電した時 監視対象：非常用電源系の商用電源受電端 表示場所：制御室(C)^{※1}、工務監視室^{※1}、副警報盤^{※1}</p> <p>火災 警報作動条件：感知器が火災を検出した時、又は発信鈕を押した時 監視対象：消防法に基づく建家内各所 表示場所：火災受信機^{※1}、建家内各所、制御室(C)^{※1}</p> <p>(※1：原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用) (※2：一部は原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用) (※3：一部は原子炉施設である STACY 施設と共用)</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (STACY施設の溢水対策を受けた見直しに伴う変更)</p>
<p>警報設備 (一部は原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用、又は STACY 施設と共用)</p>	<p>1 式</p>	<p>液位異常 警報作動条件：廃液貯槽の液位が設定値以上になった時 監視対象：中レベル廃液貯槽、低レベル廃液貯槽、極低レベル廃液貯槽、集水槽(Ⅱ)、排水槽(Ⅱ) 表示場所：制御室(C)^{※1}、工務監視室^{※1}、現場盤^{※1、※3}、副警報盤^{※1}</p> <p>溶液の漏えい 警報作動条件：コンクリートセル、グローブボックス、貯槽室等のドリフトレイ又は防液堤の液位が設定値以上になった時 監視対象：プロセスセル、化学セル、グローブボックス*、貯槽室等のドリフトレイ又は防液堤 表示場所：制御室(C)^{※1}、工務監視室^{※1}、現場盤^{※2}、副警報盤^{※1} (* A-1, A-5~A-9)</p> <p>温度異常Ⅰ 警報作動条件：有機溶媒の温度が設定値以上になった時 監視対象：有機廃液貯槽(Ⅰ)、(Ⅱ)、抽出器(Ⅲ)、溶媒洗浄器 表示場所：制御室(C)^{※1}、現場盤、副警報盤^{※1}</p> <p>温度異常Ⅱ 警報作動条件：加熱用媒体の温度が設定値以上になった時 監視対象：高レベル蒸発缶、中高レベル蒸発缶 表示場所：制御室(C)^{※1}、現場盤</p> <p>セル・グローブボックス内温度異常 警報作動条件：セル・グローブボックス内の温度が設定値以上になった時 監視対象：プロセスセル、化学セル、鉄セル、分析用ボックス、有機溶媒又は加熱源を使用するグローブボックス** 表示場所：制御室(C)^{※1}、現場盤^{※3} (** A-1~A-7, B-1~B-6, C-1, C-2, C-4, C-7, D-2, D-4, D-5, D-8, D-11, D-13~D-17, D-19~D-23)</p> <p>停電 警報作動条件：商用電源が停電した時 監視対象：非常用電源系の商用電源受電端 表示場所：制御室(C)^{※1}、工務監視室^{※1}、副警報盤^{※1}</p> <p>火災 警報作動条件：感知器が火災を検出した時、又は発信鈕を押した時 監視対象：消防法に基づく建家内各所 表示場所：火災受信機^{※1}、建家内各所、制御室(C)^{※1}</p> <p>(※1：原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用) (※2：一部は原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用) (※3：一部は原子炉施設である STACY 施設と共用)</p>			

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第10編 バックエンド研究施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）				許可（対応箇所抜粋）				説明	
別表第5の2 液体廃棄設備のうち、使用を終了した設備の点検				(4) 液体廃棄設備のうち使用を終了し、維持管理する設備				左記変更は記載の適正化のみであるため許可との齟齬はない。	
設備等 (設置場所)	弁により遮断する系統	点検項目	頻度	設備の名称	個数	仕様			
α廃液貯槽B (廃液貯槽室(I)-2)	槽第2排気系統*1との間の配管	(1)外観の異常の有無確認 (2)弁の閉状態の確認	1回/年	α廃液貯槽B/C	2基	設置場所：廃液貯槽室(I)-2, (II) 型式：縦形円筒 容量：約6m ³ 材料：ステンレス鋼			
α廃液貯槽C (廃液貯槽室(II))	槽第2排気系統*1との間の配管	(1)外観の異常の有無確認 (2)弁の閉状態の確認		α廃液処理設備	雑廃水中間槽	1基	設置場所：廃液処理室(II) 型式：縦形円筒 容量：約0.2m ³ 材料：ステンレス鋼		
雑廃水中間槽 (廃液処理室(II))	グローブボックスC-8との間の配管	(1)外観の異常の有無確認 (2)弁の閉状態の確認		雑廃水受槽	1基	設置場所：廃液処理室(VI) 型式：縦形円筒 容量：約1m ³ 材料：ステンレス鋼			
	使用施設グローブボックス廃液の合流配管との間の配管			蒸発缶供給槽	1基	設置場所：廃液処理室(III)-2 型式：横形円筒 容量：約1m ³ 材料：ステンレス鋼			
	槽第2排気系統*1との間の配管*3			α廃液蒸発缶	1基	設置場所：廃液処理室(III)-1 型式：カランドリア式 容量：約0.25m ³ 材料：ステンレス鋼			
雑廃水受槽 (廃液処理室(VI))	槽第2排気系統*1との間の配管*3	(1)外観の異常の有無確認 (2)弁の閉状態の確認		濃縮液受槽	1基	設置場所：廃液処理室(III)-1 型式：縦形円筒 容量：約0.25m ³ 材料：ステンレス鋼			
蒸発缶供給槽 (廃液処理室(III)-2)	槽第2排気系統*1との間の配管*3	(1)外観の異常の有無確認 (2)弁の閉状態の確認		凝縮液受槽	1基	設置場所：廃液処理室(VI) 型式：縦形円筒 容量：約1.2m ³ 材料：ステンレス鋼			
α廃液蒸発缶 (廃液処理室(III)-1)	—	外観の異常の有無確認		逆浸透循環槽	1基	設置場所：廃液処理室(VI) 型式：縦形円筒 容量：約1.2m ³ 材料：ステンレス鋼			
濃縮液受槽 (廃液処理室(III)-1)	槽第2排気系統*1との間の配管*3	(1)外観の異常の有無確認 (2)弁の閉状態の確認		α廃液蒸発缶	1基	設置場所：廃液処理室(III)-1 型式：カランドリア式 容量：約0.25m ³ 材料：ステンレス鋼			
逆浸透循環槽 (廃液処理室(VI))	槽第2排気系統*1との間の配管*3	(1)外観の異常の有無確認 (2)弁の閉状態の確認		濃縮液受槽	1基	設置場所：廃液処理室(III)-1 型式：縦形円筒 容量：約0.25m ³ 材料：ステンレス鋼			
凝縮液受槽 (廃液処理室(VI))	槽第2排気系統*1との間の配管*3	(1)外観の異常の有無確認 (2)弁の閉状態の確認		凝縮液受槽	1基	設置場所：廃液処理室(VI) 型式：縦形円筒 容量：約1.2m ³ 材料：ステンレス鋼			
チェック槽 (廃液処理室(VI))	極低レベル廃液貯槽A*1/B*1との間の配管	(1)外観の異常の有無確認 (2)弁の閉状態の確認		逆浸透循環槽	1基	設置場所：廃液処理室(VI) 型式：縦形円筒 容量：約1.2m ³ 材料：ステンレス鋼			
	低レベル廃液貯槽A*1/B*1との間の配管			チェック槽	1基	設置場所：廃液処理室(VI) 型式：縦形円筒 容量：約1.2m ³ 材料：ステンレス鋼			
	槽第2排気系統*1との間の配管*3			グローブボックス	3基	W-1 設置場所：酸回収室(II)-3 W-2 設置場所：酸回収室(II)-3 W-3 設置場所：廃液処理室(VI)			
グローブボックスW-1 (酸回収室(II)-3)	濃縮液受槽A*2/B*2との間の配管	(1)外観の異常の有無確認 (2)弁の閉状態の確認		フード	3基	旧H-23 設置場所：廃液処理室(VI) 旧H-24 設置場所：廃液処理室(VI) 旧H-25 設置場所：廃液処理室(II)			
グローブボックスW-2 (酸回収室(II)-3)	—	外観の異常の有無確認							
グローブボックスW-3 (廃液処理室(VI))	—	外観の異常の有無確認							
フード 旧H-23 (廃液処理室(VI))	サンプルピット*2との間の配管	(1)外観の異常の有無確認 (2)弁の閉状態の確認							
	集水槽(II)*1との間の配管								
	回収水槽A*2/B*2及び回収水受槽A*2/B*2の合流配管との間の配管								
フード 旧H-24 (廃液処理室(VI))	—	外観の異常の有無確認							
フード 旧H-25 (廃液処理室(II))	—	外観の異常の有無確認							

*1 原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用、又は STACY 施設と共用。

*2 原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設、又は STACY 施設。

*3 各配管は1系統に合流し、槽第2排気系統と接続。

※これら設備における核燃料物質等の使用実績はなく、汚染はない。維持管理にあたっては、汚染のおそれのある系統との隔離を行う。

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第10編 バックエンド研究施設の管理

変更後 (下線部は変更箇所)				許可 (対応箇所抜粋)				説明
別表第8 核燃料物質の年間予定使用量				【本文】 5. 予定使用期間及び年間予定使用量				左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (1F燃料デブリに係る記載の追加)
種 類		年間予定使用量		核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量***		
		最大存在量	延べ取扱量			最大存在量	延べ取扱量	
劣化ウラン		22.005 kg	22.005 kg	天然ウラン	共通編に記載	10kg	10kg	
天然ウラン		10 kg	10 kg	劣化ウラン		22.005kg	22.005kg	
濃縮ウラン	5%未満	52.205 kg (²³⁵ U量 2,611g)	52.205 kg (²³⁵ U量 2,611g)	濃縮ウラン 5%未満		52.205kg (²³⁵ U量 2,611g)	52.205kg (²³⁵ U量 2,611g)	
	5%以上 20%未満	200 g (²³⁵ U量 40g)	200 g (²³⁵ U量 40g)	5%以上 20%未満		200g (²³⁵ U量 40g)	200g (²³⁵ U量 40g)	
	20%以上 46%未満	80 g (²³⁵ U量 36.8g)	80 g (²³⁵ U量 36.8g)	20%以上 46%未満		80g (²³⁵ U量 36.8g)	80g (²³⁵ U量 36.8g)	
	46%以上 93.3%未満	40 g (²³⁵ U量 37.32g)	40 g (²³⁵ U量 37.32g)	46%以上 93.3%未満		40g (²³⁵ U量 37.32g)	40g (²³⁵ U量 37.32g)	
	93.3%以上 98%以下	2 g (²³⁵ U量 1.96g)	2 g (²³⁵ U量 1.96g)	93.3%以上 98%以下		2g (²³⁵ U量 1.96g)	2g (²³⁵ U量 1.96g)	
	93%以上 93.5%以下*1	150 g (²³⁵ U量 140.25g)	150 g (²³⁵ U量 140.25g)	93%以上 93.5%以下*		150g (²³⁵ U量 140.25g)	150g (²³⁵ U量 140.25g)	
プルトニウム		1.75 kg (密封及び非密封)	1.75 kg (密封及び非密封)	プルトニウム		1.75kg (密封及び非密封)	1.75kg (密封及び非密封)	
ウラン233		200 g	200 g	ウラン233		200g	200g	
トリウム		1 kg	1 kg	トリウム	1kg	1kg		
使用済燃料	UO ₂ 燃料及びMOX燃料 (1F燃料デブリを含む。)	880 TBq (18.5 GBq *2)	880 TBq (18.5 GBq *2)	使用済燃料*** UO ₂ 燃料及びMOX燃料 (1F燃料デブリを含む。)	8.8×10 ¹⁴ Bq	8.8×10 ¹⁴ Bq		
	照射済分析試料	1.85 GBq (最大40%FIMA *3)	1.85 GBq (最大40%FIMA *3)	照射済分析試料	1.85×10 ⁹ Bq (最大40%FIMA**)	1.85×10 ⁹ Bq (最大40%FIMA**)		
*1 核分裂計数管用に用いる。				* 核分裂計数管用に用いる				
*2 使用済燃料(照射済分析試料を除く。)の年間予定使用量のうち、1F燃料デブリの最大の量。				** %FIMA(Fissions per Initial Metal Atom):初期重金属原子核当たりの核分裂数の百分率				
*3 %FIMA(Fissions per Initial Metal Atom):初期重金属原子核当たりの核分裂数の百分率。				*** 使用済燃料のうち、1F燃料デブリの年間予定使用量については、別添1 1F燃料デブリに係る使用の方法(バックエンド研究施設)参照。				

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第10編 バックエンド研究施設の管理

変更後 (下線部は変更箇所)						許可 (対応箇所抜粋)							説明
別表第9 核燃料物質の最大貯蔵量						表8-1 最大貯蔵量 貯蔵施設							
貯蔵施設		Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	貯蔵施設	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考
Pu・U 溶液貯蔵室	Pu貯槽	200	10 (劣化又は5%未満)	—	—	2.22T (1F燃料デブリを除く。)	Pu・U溶 液貯蔵室	Pu貯槽	200	10 (劣化又は5%未満)	—	—	2.22×10 ¹² * (1F燃料デブリを除く。)
	U貯槽	50	24,000 (劣化又は5%未満)	—	—	81.4G (1F燃料デブリを除く。)		U貯槽	50	24,000 (劣化又は5%未満)	—	—	8.14×10 ¹⁰ * (1F燃料デブリを除く。)
核燃料保管室		1,500 <u>*2</u>	10,000 (天然) 10,000 (劣化) 40,200 (5%未満) 200 (5%以上 20%未満) 80 (20%以上 46%未満) 40 (46%以上 93.3%未満) 2 (93.3%以上 98%以下) 150 (93%以上 93.5%以下) <u>*1</u>	200	1,000	18.5G (1F燃料デブリを除く。)	核燃料保管室	1,500**	10,000 (天然) 10,000 (劣化) 40,200 (5%未満) 200 (5%以上 20%未満) 80 (20%以上 46%未満) 40 (46%以上 93.3%未満) 2 (93.3%以上 98%以下) 150 (93%以上 93.5%以下)	200	1,000	1.85×10 ¹⁰ (1F燃料デブリを除く。)	
アイソレーションル ーム(I)内貯蔵施設		3.6	100 (天然) 100 (劣化) 40 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 2 (20%以上 46%未満) 2 (46%以上 93.3%未満) 0.2 (93.3%以上 98%以下)	0.2	20	18.5G (1F燃料デブリを含む。)	アイソレーション ルーム(I)内貯蔵 施設	3.6	100 (天然) 100 (劣化) 40 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 2 (20%以上 46%未満) 2 (46%以上 93.3%未満) 0.2 (93.3%以上 98%以下)	0.2	20	1.85×10 ¹⁰ (1F燃料デブリを含む。)	

*1 核分裂計数管用に用いる。

*2 1,500gのうち、硫酸プルトニウムは10g以下、金属プルトニウムは100g以下とする。

* 核分裂生成物の放射エネルギー

** 1,500gのうち、硫酸プルトニウムは10g以下、金属プルトニウムは100g以下とする。

左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。
(1F燃料デブリに係る記載の追加及びアイソレーションルーム(I)内貯蔵施設の追加)

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第10編 バックエンド研究施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）				許可（対応箇所抜粋）				説明
別表第10 使用、貯蔵及び廃棄物の保管に係る質量制限値				表7-1 使用、貯蔵及び廃棄物の保管に係る核的制限値				
施設		核燃料物質の性状	質量制限値	施設		核燃料物質の性状	核的制限値	左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (分析室(I)の核燃料物質使用施設への追加、アイソレーションルーム(I)内貯蔵施設の追加及び実験室(VII)-1及び(VII)-2への固体封入試料の追加)
使用	受入セル	固体	4.5 kg 以下 *1	使用	受入セル	固体	4.5kg 以下* ¹	
	プロセスセル、化学セル、 実験室(III), (IV), (V), (VI), (VIII)、分析室(I), (II), (III), (IV)、精密測定室、廃液処理 室(VI)	固体及び液体	各セル及び室それぞれ 0.21kg 以下 *2		プロセスセル、化学セル、 実験室(III), (IV), (V), (VI), (VIII)、分析室(I), (II), (III), (IV)、精密測定室、廃液処理 室(VI)	固体及び液体	各セル及び室それぞれ 0.21kg 以下* ²	
	実験室(VII)-1, (VII)-2	固体			実験室(VII)-1, (VII)-2	固体		
貯蔵	Pu貯槽	液体	0.21kg 以下 *2	貯蔵	Pu貯槽	液体	0.21kg 以下* ²	
	U貯槽	液体	劣化ウラン又は濃縮度 5%未満のウラン 24kg 以下 プルトニウム 50g 以下		U貯槽	液体	最大貯蔵量 劣化ウラン又は ²³⁵ U濃縮 度5%未満のウラン 24kg 以下 プルトニウム 50g 以下	
	核燃料保管室	固体	4.5 kg 以下 *1		核燃料保管室	固体	4.5kg 以下* ¹	
	アイソレーションルーム(I) 内貯蔵施設	固体及び液体	0.21kg 以下 *2		アイソレーションルーム(I)内 貯蔵施設	固体及び液体	0.21kg 以下* ²	
廃棄	固体廃棄物保管室(I), (II)、 廃液貯槽室(VI)-5, (VI)-6	固体及び液体	各室それぞれ 0.21kg 以下 *2	廃棄	固体廃棄物保管室(I), (II)、廃 液貯槽室(VI)-5, (VI)-6	固体及び液体	各室それぞれ 0.21kg 以下* ²	

*1：含水率16%以下
核分裂性物質を²³⁹Pu換算した値
(プルトニウム、²³⁵U及び2倍した²³³Uの合計量)
*2：核分裂性物質を²³⁹Pu換算した値
(プルトニウム、²³⁵U及び2倍した²³³Uの合計量)

*1：含水率16%以下
核分裂性物質を²³⁹Pu換算した値(プルトニウム、²³⁵U及び2倍した²³³Uの合計値)
*2：核分裂性物質を²³⁹Pu換算した値(プルトニウム、²³⁵U及び2倍した²³³Uの合計値)

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第10編 バックエンド研究施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）						許可（対応箇所抜粋）			説明
別表第12 放射線測定機器及び測定箇所						【本文】 7-3 使用施設の設備			左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 (分析室(I)の核燃料物質使用施設への追加)
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量 *1	使用方法	測定線種	使用設備の名称	個数	仕様	
排気ガスモニタ	排気口	0 ~ 10 ³ pA	1 (1)	排気中の放射性希ガス濃度の連続監視に用いる。	ベータ線	セル設備及びセル付属設備 ~ 搬送設備 (記載省略)			
排気ダストモニタ		10 ⁻¹ ~ 10 ⁵ s ⁻¹	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視に用いる。	ガンマ線	放射線管理設備 (一部は原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用、又は STACY 施設と共用。内訳は仕様欄に示す。)	1 式	管理区域内の線量当量率、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度並びに排気中の放射性物質の濃度の監視を行う。 エリアモニタ、放射線監視盤、排気筒モニタ及びフードの配置を図 7-5(1)~(3)に示す。	
		0 ~ 10 ⁵ s ⁻¹	1 (1)		アルファ線				
	10 ⁻¹ ~ 10 ⁵ s ⁻¹	1 (1)		ベータ線					
室内ダストモニタ	施設内	0 ~ 10 ⁵ s ⁻¹	7 (2)	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視に用いる。	アルファ線				1. モニタリング設備 ・ガンマ線エリアモニタ 1 3 基 ガンマ線量当量率の監視用 (うち 7 基は、原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用、又は STACY 施設と共用) ・中性子線エリアモニタ 1 基 中性子束密度の監視用 ・室内ダストモニタ (アルファ線用) 7 基 管理区域内における空気中の放射性物質の濃度の監視用 (うち 2 基は、原子炉施設である STACY 施設と共用) ・室内ダストモニタ (ベータ(ガンマ)線用) 4 基 管理区域内における空気中の放射性物質の濃度の監視用 (うち 1 基は、原子炉施設である STACY 施設と共用) ・放射線監視盤 1 式 エリアモニタ、室内ダストモニタ、排気筒モニタ等の集中監視用 (原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用)
		10 ⁻¹ ~ 10 ⁵ s ⁻¹	4 (1)		ベータ線				
ガンマ線エリアモニタ		10 ⁻¹ ~ 10 ⁴ μSv/h	13 (7)	管理区域内の線量当量率の連続監視に用いる。	ガンマ線				
中性子線エリアモニタ		10 ⁻¹ ~ 10 ⁵ s ⁻¹	1		中性子線				
*1 ()内数字は原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用、又は STACY 施設と共用の数量。									
別表第13 放射線測定機器及び設置箇所									
機器種別	設置箇所	数量 *1	使用方法	測定線種					
ハンドフットクロスモニタ	管理区域 出入口	2 (2)	手、足、衣服等の表面密度の測定に用いる。	アルファ線及び ベータ線					
		1 (1)		ベータ線					
表面汚染検査用サーベイメータ	施設内	—	床及び機器等の表面密度の測定に用いる。	アルファ線 ベータ線					
ガンマ線サーベイメータ		—		ガンマ線					
中性子線サーベイメータ		—		中性子線					
*1 ()内数字は原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用の数量。									

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
 第10編 バックエンド研究施設の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）		説明
		3. 放射線測定器 ・サーベイメータ及びハンドフットクロスモニタ 1式 （原子炉施設であるSTACY施設及びTRACY施設と共用） 4. 個人被ばく測定器 1式 ・基本線量計、ポケット線量計、個人警報線量計 （原子炉施設であるSTACY施設及びTRACY施設と共用） 5. フード H-21 1基 ・ガラス器具等を用いて放射線管理試料等の調製を行う。 （原子炉施設であるSTACY施設及びTRACY施設と共用）	左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （分析室（I）の核燃料物質使用施設への追加）
非常用設備 ～ ユーティリティ設備 （記載省略） 警報設備 1式 施設の運転状態に異常が生じた時、速やかに異常を検知し、警報を発するための設備。 警報発報場所～水素希釈流量異常（記載省略） 、 放射性物質濃度異常 警報作動条件：排気筒の放射性物質の濃度が設定値以上になった時（アルファ線、ベータ（ガンマ）線、ヨウ素、希ガス） 監視対象：排気筒内排気 表示場所：放射線監視盤、副警報盤 液位異常 ～ 火災 （記載省略）			

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表

第 11 編 JRR-4 の管理

令和 4 年 4 月

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第11編 JRR-4の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>第11編 JRR-4の管理</p> <p>目次（変更なし）</p> <p style="padding-left: 40px;">第1章 通則 ～ 第2章 使用の管理（変更なし）</p> <p style="padding-left: 40px;">第3章 保守管理</p> <p>第12条の2 ～ 第12条の3（変更なし）</p> <p style="padding-left: 40px;">（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第12条の4 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2</u> 前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第4条の定めにより作成する「年間使用計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」を定めることができる。</p> <p><u>3</u> JRR-4管理課長は、<u>第1項及び前項</u>の施設管理実施計画を取りまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>4</u> 放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p><u>5</u> 研究炉加速器技術部長は、<u>第3項</u>の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p><u>6</u> JRR-4管理課長は、<u>第3項</u>の承認を受けたときは、放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p style="padding-left: 40px;">（保全活動の実施）</p> <p>第12条の5 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第12条の6（変更なし）</p>	<p style="text-align: center;">【共通編 本文】</p> <p style="text-align: center;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～6. 資源の運用管理（記載省略）</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、使用施設等ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>b) 業務・使用施設等に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・使用施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・使用施設等のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・使用施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （記載の重複による削除）</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第 11 編 JRR-4 の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>(施設管理の有効性評価及び改善)</p> <p><u>第 12 条の 7 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、JRR-4（本体施設等及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p>	<p>【共通編 本文】</p> <p style="text-align: right;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～4. 品質マネジメントシステム（記載省略）</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与～5.4 計画（記載省略）</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限、5.5.2 管理責任者（記載省略）</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。また、必要に応じて、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置く場合は、その責任及び権限を文書で明確にする。</p> <p>a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・使用施設等に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組みを積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に使用施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年 1 回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （有効性評価及び改善の明確化）</p>
<p>第 13 条（変更なし）</p>		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第11編 JRR-4の管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>（修理及び改造計画）</p> <p>第14条 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ本体施設等及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、<u>当該修理及び改造に係る課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>6 JRR-4管理課長は本体施設等について、放射線管理第1課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>第14条の2（変更なし）</p> <p>（保守結果の報告等）</p> <p>第15条 原子力施設検査室長は、第13条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>2 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、<u>第13条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p> <p>3 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、<u>第14条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し、前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長に報告し、また当該修理及び改造に係る課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、<u>第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</u></p> <p>第4章 核燃料物質の管理 ～ 第6章 放射線管理（変更なし）</p> <p>別表第1～別表第14（変更なし）</p> <p>別図（その1）～別図（その3）（変更なし）</p>	<p>【共通編 本文】</p> <p style="text-align: center;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～6. 資源の運用管理（記載省略）</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(4) 保安に係る組織は、使用施設等ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(6) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>f) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>g) 業務・使用施設等に対する品質目標及び要求事項</p> <p>h) 業務・使用施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>i) 業務・使用施設等のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>j) 業務・使用施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。（報告及び通知対象の明確化）</p> <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。（報告及び通知対象の明確化）</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表

第 12 編 F C A の管理

令和 4 年 4 月

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第12編 FCAの管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>第12編 FCAの管理</p> <p>目次（変更なし）</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 ～ 第3条（変更なし）</p> <p>（年間使用計画）</p> <p>第4条 臨界ホット試験技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間使用計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(1) 使用の目的</p> <p>(2) 使用の予定期間</p> <p>(3) 使用予定のサンプル等の種類</p> <p>(4) 使用の方法及び使用後の措置の概略</p> <p>(5) 定期事業者検査の予定期間</p> <p>(6) 第13条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認を受けた場合は、<u>臨界技術第2課長</u>、<u>工務第1課長</u>及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>第5条（変更なし）</p> <p>第2章（変更なし）</p>	<p>（許可申請書本文に記載なし。）</p>	<p>左記変更は記載の適正化のみであるため許可との齟齬はない。</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第12編 FCAの管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>第3章 保守管理 第11条の2 ～ 第11条の3 （変更なし）</p> <p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第11条の4 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。 ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。 ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第4条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定めることができる。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は、第3項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>6 臨界技術第2課長は、第3項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第11条の5 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第11条の6 （変更なし）</p>	<p>【共通編 本文】</p> <p style="text-align: center;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～6. 資源の運用管理（記載省略） 7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、使用施設等ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。 (2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。 (3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。） b) 業務・使用施設等に対する品質目標及び要求事項 c) 業務・使用施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性 d) 業務・使用施設等のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準 e) 業務・使用施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （記載の重複による削除）</p> <p>第11条の4第1項ロ及びニと重複しているため、旧第2項削除に伴う項番号の繰り上げ</p> <p>第11条の4旧第2項削除に伴う変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第12編 FCAの管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>(施設管理の有効性評価及び改善)</p> <p><u>第11条の7 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、FCA（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p>	<p>【共通編 本文】</p> <p style="text-align: center;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～4. 品質マネジメントシステム（記載省略）</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与～5.4 計画（記載省略）</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限、5.5.2 管理責任者（記載省略）</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。また、必要に応じて、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置く場合は、その責任及び権限を文書で明確にする。</p> <p>a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・使用施設等に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組みを積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に使用施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>（有効性評価及び改善の明確化）</p>
<p>第12条（変更なし）</p>		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定と核燃料物質使用変更許可申請書との整理表
第12編 FCAの管理

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>（修理及び改造計画）</p> <p>第13条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ 修理及び改造の内容</p> <p style="margin-left: 2em;">ハ 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、それぞれ、第3項の承認を受けたときは、<u>当該修理及び改造に係る課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>6 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>第13条の2（変更なし）</p> <p>（保守結果の通知等）</p> <p>第14条 原子力施設検査室長は、<u>第12条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、その結果を臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、<u>第12条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p> <p>3 <u>臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第13条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に係る課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は、<u>第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者へ通知しなければならない。</u></p> <p>第15条～第27条（変更なし）</p> <p>別表第1～別表第13（変更なし）</p> <p>別図（その1）～別図（その2）（変更なし）</p>	<p style="text-align: center;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的～6. 資源の運用管理（記載省略）</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(4) 保安に係る組織は、使用施設等ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(6) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>f) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>g) 業務・使用施設等に対する品質目標及び要求事項</p> <p>h) 業務・使用施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>i) 業務・使用施設等のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>j) 業務・使用施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （報告及び通知対象の明確化）</p>